

「国際化の進展に伴う行政書士の業務の実態と課題」に関するアンケート調査結果

(1) 調査目的

国際化の進展に伴い、わが国に中長期的に在留する外国人登録者数は200万人を超えており、

このような状況の中で、わが国に入国する外国人の入国手続や在留外国人が行う行政手続に関与している行政書士の業務の実態を把握し、行政書士の業務の将来性や発展の可能性を調査した。

(2) 調査対象

日行連の協力を得て、同会ウェブサイトにて公表されている会員・法人検索システムより、外国人関連業務を取り扱っている行政書士500名、取り扱っていない行政書士500名、合計1,000名を無作為抽出した。

(3) 調査方法・調査結果

上記方法により抽出した行政書士1,000名に対して、平成24年8月23日にアンケートを郵送し、9月7日を締切日として、郵送にてアンケートを回収した。回収数は542通で、回収率54.2%であった。締切日以降に到着したものも10月9日までに到着したものは対象とした。

(4) 設問内容

設問は全部で37問を設定したが、設問によって回答する対象者が異なる。

はじめに、全ての行政書士に対して事務所所在地、取扱業務内容、業務年数について質問し(問1~問3)、問4では国際関係業務¹の取扱いの有無について質問した。

問4で「国際関係業務を取り扱っている」と回答した行政書士に対しては、取扱業務の内容、業務量、依頼者の国籍、ホームページでの広報の有無等について質問した(問5~問10)。

さらに問11で「入国管理業務を取り扱っている」と回答した行政書士に対しては、取扱業務内容、売上げ、業務上の問題点、希望する支援、トラブルの内容などについて質問した(問12~問27)。問11で「入国管理業務を取り扱っていない」と回答した行政書士に対しては、今後取扱いを希望するかどうか、そして、希望する場合、業務で懸念されることは何か、などについて質問した(問28~問32)。

一方で、問4で「国際関係業務を取り扱っていない」と回答した行政書士に対しては、業務を取り扱わない理由は何か、今後取扱いを希望するかどうか、そして、希望する場合、業務で懸念されることは何か、などについて質問した(問33~問37)。

(5) 調査結果の掲載について

調査結果の掲載については、以下のとおりとした。

集計について問4-2、問4-3及び問24-2以外の設問は、全て単純集計である。問4-2は問4-1と問1、問4-3は問4-1と問2、そして問24-2は問24-1と問23をクロス集計したものである。

¹ 今回の調査で実施したアンケートにおいて「国際関係業務」とは、外国人・外国に関連した行政書士業務全般を指し、依頼人が外国人であるかどうかを問わず、また、出入国管理法等に規定される外国人に関する業務に限定されない業務のことを指す。

問4において無回答であったもの、問4で「国際関係業務を取り扱っている」と回答した行政書士のうち問11で無回答だったものについては、それ以降の設問的回答を無効とし、回答該当者の総数に含めていない。また、回答すべき設問以外で回答されていた場合は、当該回答を無効とし、回答該当者の総数に含めていない。単一回答にもかかわらず複数選択しているものは、「無回答・不明」に含めた。

掲載されている割合は、選択された回答数を回答該当者の総数で割って算出したものである。また、複数回答の設問に掲載されている割合は、各項目に回答した数を回答該当者数で割って算出したものである。また、四捨五入の関係で割合の合計が100%にならないものがある。

その他の欄に記述された記述回答、問24-3及び問27については、回答を整理し、記入されている文章を一部修正した上で掲載している。

(6)アンケート調査結果

問1 あなたの事務所の所在地をお答えください。

回答者の事務所所在地を地方別に見ると、関東が最も多く 192 名 (35.4%)、続いて中部の 104 名 (19.2%)、近畿の 75 名 (13.8%) と続いている。都道府県別に見ると、東京都が最も多く 73 名(13.5%)、続いて神奈川県 33 名(6.1%)、大阪府 31 名(5.7%)、静岡県 29 名(5.4%)、千葉県 28 名 (5.2%) の順であった。

北海道・東北		
都道府県	人数	割合
北海道	24	4.4%
青森県	3	0.6%
岩手県	4	0.7%
宮城県	5	0.9%
秋田県	4	0.7%
山形県	4	0.7%
福島県	6	1.1%
合計	50	9.2%

関東		
都道府県	人数	割合
茨城県	21	3.9%
栃木県	7	1.3%
群馬県	7	1.3%
埼玉県	23	4.2%
千葉県	28	5.2%
東京都	73	13.5%
神奈川県	33	6.1%
合計	192	35.4%

中部		
都道府県	人数	割合
新潟県	8	1.5%
富山県	3	0.6%
石川県	3	0.6%
福井県	5	0.9%
山梨県	9	1.7%
長野県	8	1.5%
岐阜県	13	2.4%
静岡県	29	5.4%
愛知県	20	3.7%
三重県	6	1.1%
合計	104	19.2%

近畿		
都道府県	人数	割合
滋賀県	6	1.1%
京都府	13	2.4%
大阪府	31	5.7%
兵庫県	21	3.9%
奈良県	2	0.4%
和歌山県	2	0.4%
合計	75	13.8%

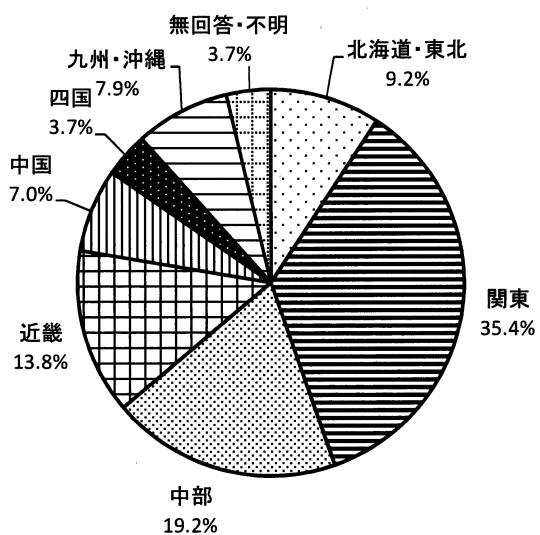
中国		
都道府県	人数	割合
鳥取県	3	0.6%
島根県	4	0.7%
岡山県	12	2.2%
広島県	14	2.6%
山口県	5	0.9%
合計	38	7.0%

四国		
都道府県	人数	割合
徳島県	4	0.7%
香川県	9	1.7%
愛媛県	5	0.9%
高知県	2	0.4%
合計	20	3.7%

九州・沖縄		
都道府県	人数	割合
福岡県	17	3.1%
佐賀県	3	0.6%
長崎県	5	0.9%
熊本県	6	1.1%
大分県	2	0.4%
宮崎県	0	0.0%
鹿児島県	8	1.5%
沖縄県	2	0.4%
合計	43	7.9%

その他		
	人数	割合
無回答・不明	20	3.7%

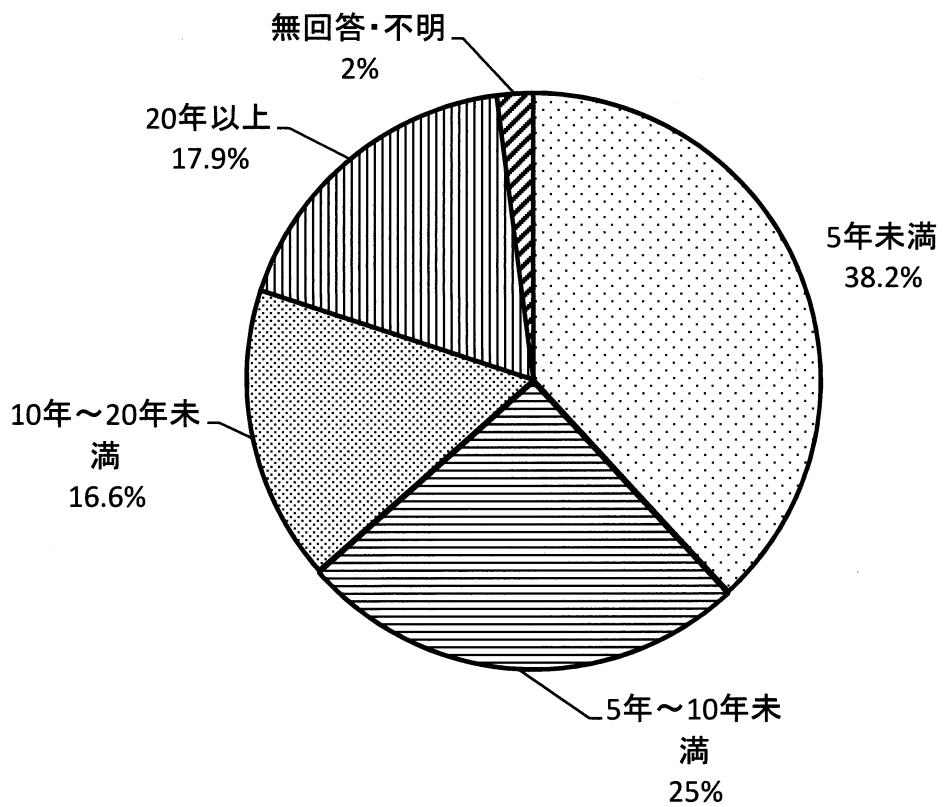
全国合計	542	100.0%
------	-----	--------



問2 あなたの行政書士としての業務年数をお答えください。

行政書士の業務年数については、「5年未満」と回答したのが207名(38.2%)で最も多く、「5年～10年未満」が137名(25.3%)となっており、回答者の3分の2近くの行政書士は業務年数が10年未満であった。

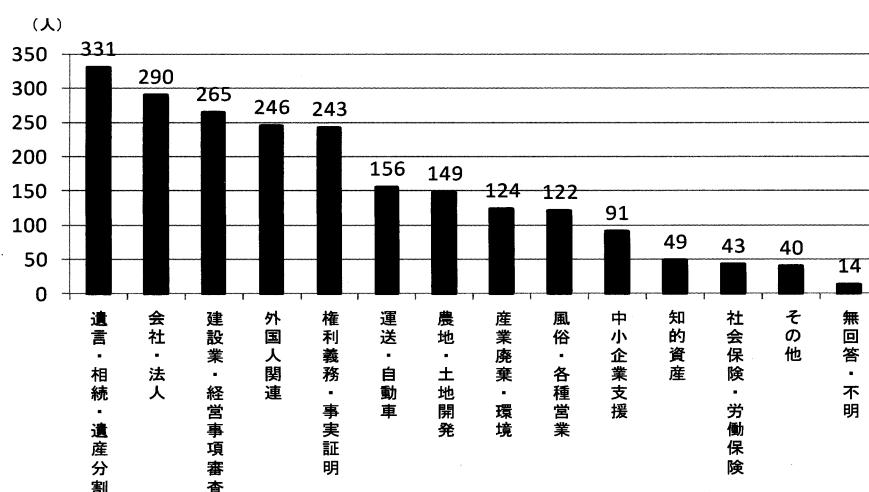
	人数	割合
5年未満	207	38.2%
5年～10年未満	137	25.3%
10年～20年未満	90	16.6%
20年以上	97	17.9%
無回答・不明	11	2.0%
回答該当者数	542	100.0%



問3 あなたが取り扱っている業務はどのようなものですか（複数回答）。

現在取り扱っている業務については、「遺言・相続・遺産分割」が331名（61.1%）で最も多かった。以下、「会社・法人」290名（53.5%）、「建設業・経営事項審査」265名（48.9%）、「外国人関連」246名（45.4%）、「権利義務・事実証明」243名（44.8%）の順であった。なお、「その他」での業務では成年後見人、交通事故での自賠責保険の請求などがあった。

項目	人数	割合
遺言・相続・遺産分割	331	61.1%
会社・法人	290	53.5%
建設業・経営事項審査	265	48.9%
外国人関連	246	45.4%
権利義務・事実証明	243	44.8%
運送・自動車	156	28.8%
農地・土地開発	149	27.5%
産業廃棄・環境	124	22.9%
風俗・各種営業	122	22.5%
中小企業支援	91	16.8%
知的資産	49	9.0%
社会保険・労働保険	43	7.9%
その他	40	7.4%
無回答・不明	14	2.6%
回答該当者数	542	100.0%



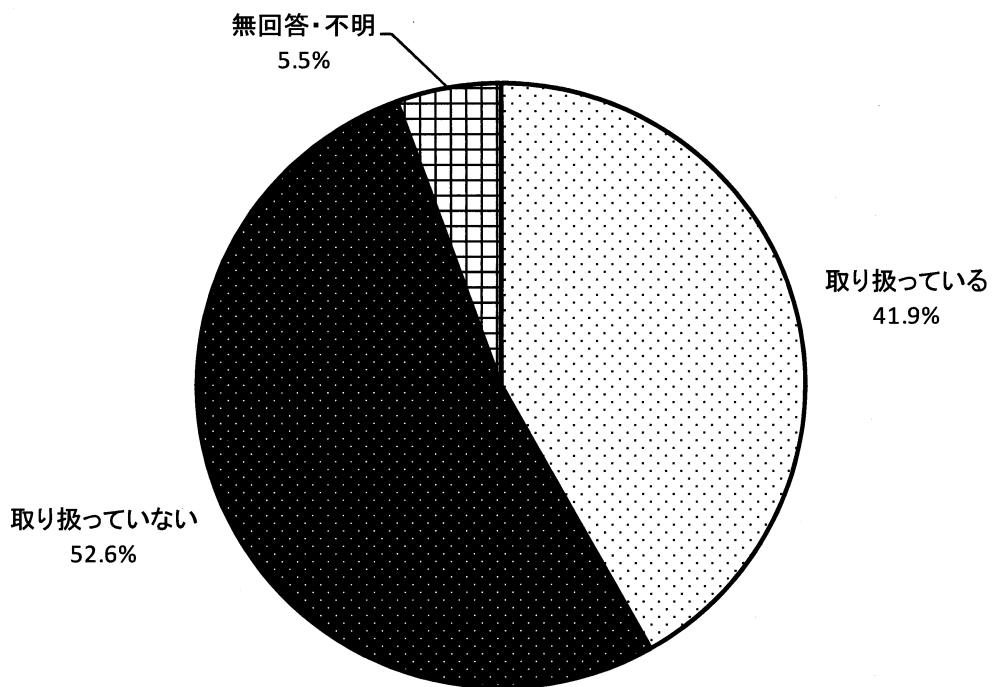
他の回答

- ・成年後見人 ・戸籍関係 ・離婚協議書作成 ・生活保護
- ・補助金申請等官公庁への申請 ・車庫証明 ・墓の改葬許可 ・医療機器、化粧品
- ・建築士事務所許可 ・宅建業の申請 ・会社設立 ・事業再編 ・記帳業務
- ・介護事業 ・NPO支援(会計・事業報告書の作成等) ・貿易実務に関する相談
- ・翻訳業 ・著作権 ・自賠責保険、被害者請求 ・告訴・告発 ・被害者支援

問 4-1 あなたは国際関係業務を実際に取り扱っていますか。

国際関係業務の取扱いの有無については、「取り扱っている」と回答したのは 227 名(41.9%)、「取り扱っていない」と回答したのは 285 名(52.6%)であった。

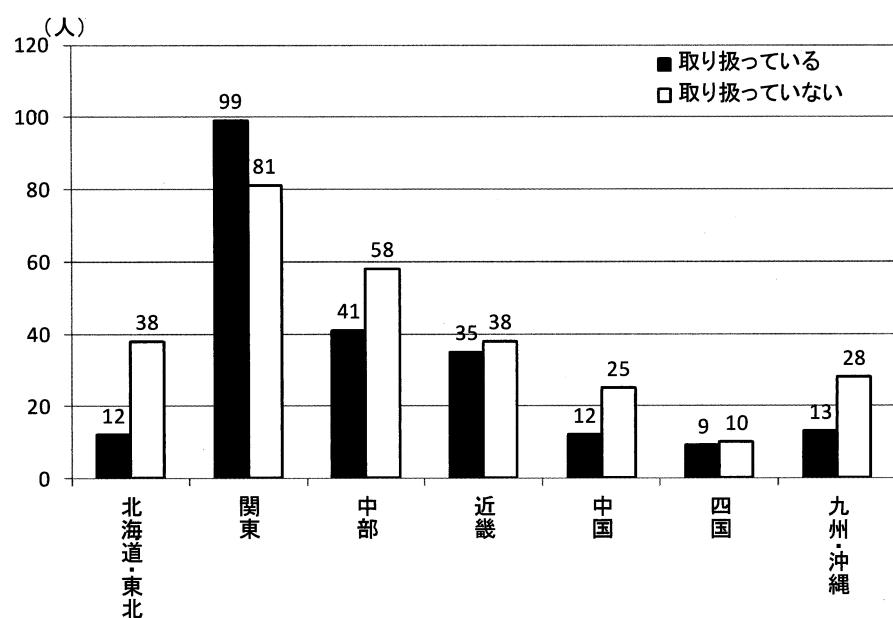
項目	人数	割合
取り扱っている	227	41.9%
取り扱っていない	285	52.6%
無回答・不明	30	5.5%
回答該当者数	542	100.0%



問4-2 地域別における国際関係業務の取扱いの有無

問4-1と問1から国際関係業務の取扱いの有無を地方別に見ると、関東では、国際関係業務を取り扱っている行政書士は99人で取り扱っていない行政書士(81名)よりも多く、近畿では、取り扱っている行政書士は35名で取り扱っていない行政書士(38名)よりもやや少なく、それ以外の地域では、取り扱っていない行政書士が多い。なお、問4-1あるいは問1で「無回答・不明」だったものは集計に組み入れていない。

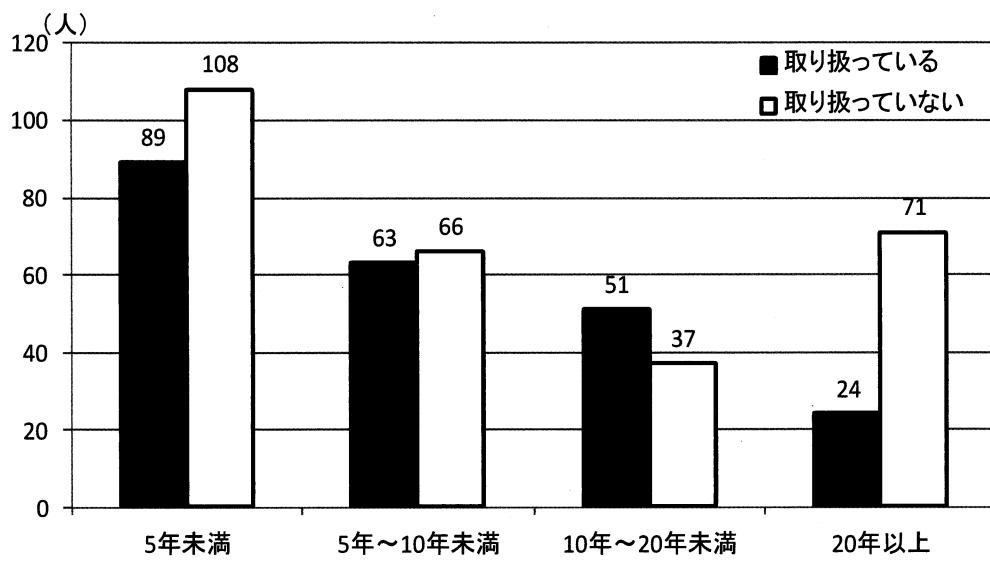
地域	項目		合計
	取り扱っている	取り扱っていない	
北海道・東北	人数	12	38
	割合	24.0%	76.0%
関東	人数	99	81
	割合	55.0%	45.0%
中部	人数	41	58
	割合	41.4%	58.6%
近畿	人数	35	38
	割合	47.9%	52.1%
中国	人数	12	25
	割合	32.4%	67.6%
四国	人数	9	10
	割合	47.4%	52.6%
九州・沖縄	人数	13	28
	割合	31.7%	68.3%



問 4-3 業務年数別における国際関係業務の取扱いの有無

問 4-1 と問 2 から国際関係業務の取扱いの有無を業務年数ごとに見ると、業務年数が「10 年～20 年未満」では国際関係業務を取り扱っている行政書士が多く、「5 年～10 年未満」では取り扱っていない行政書士がやや多い。一方で、業務年数が「5 年未満」及び「20 年以上」になると国際関係業務を取り扱っていない行政書士が多い。なお、問 4-1 あるいは問 2 で「無回答・不明」だったものは集計に組み入れていない。

業務年数	項目		合計
	人数	取り扱っている	
5年未満	人数	89	197
	割合	45.2%	100.0%
5年～10年未満	人数	63	129
	割合	48.8%	100.0%
10年～20年未満	人数	51	88
	割合	58.0%	100.0%
20年以上	人数	24	95
	割合	25.3%	100.0%

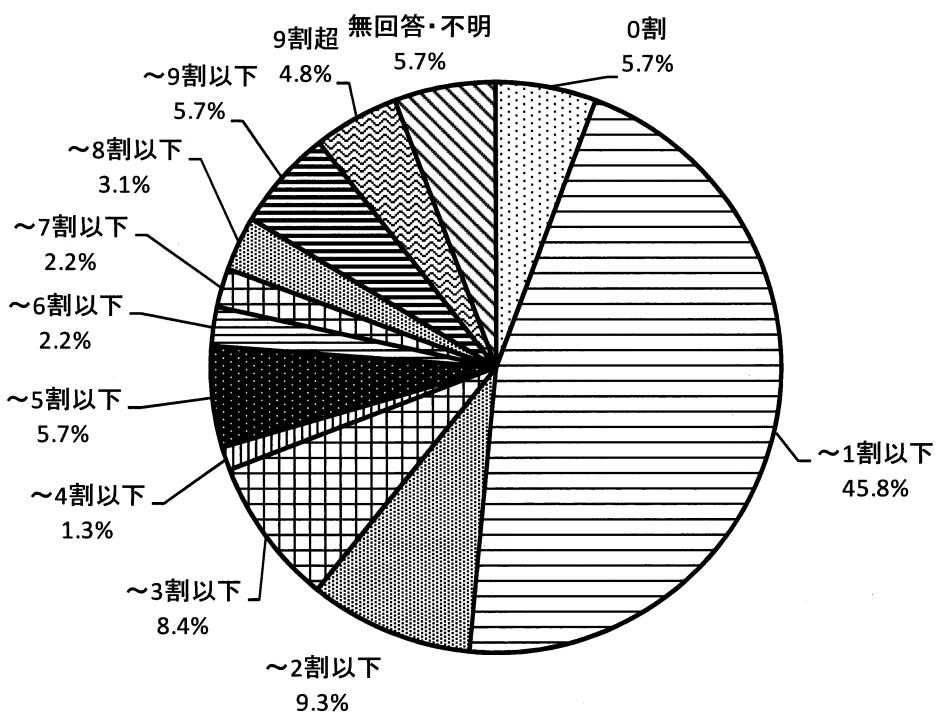


問5～11は、問4で「国際関係業務を取り扱っている」と回答した行政書士に対する質問

問5 あなたの業務全体の売上げのうち、国際関係業務が占める割合はどの位ですか(記述式)。

業務全体の売上げのうち国際関係業務が占める割合について、1割以下と回答したのは104名(45.8%)で最も多く、ゼロとあわせると約半数の行政書士が1割以下と回答している。一方で、9割を超えると回答したのは11名(4.8%)であった。

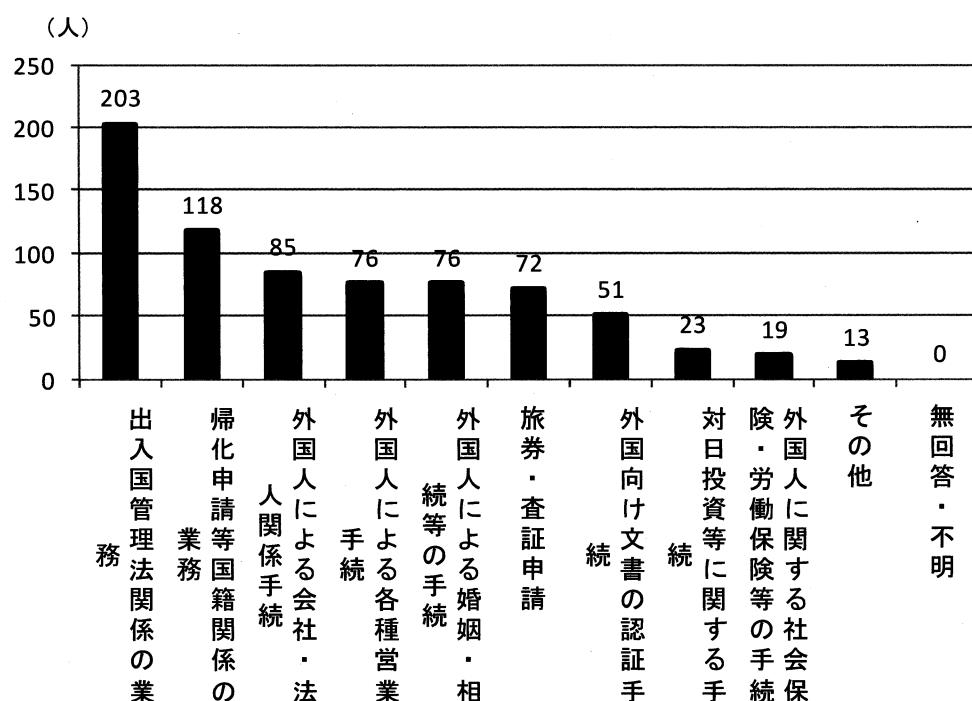
項目	人数	割合
0割	13	5.7%
~1割以下	104	45.8%
~2割以下	21	9.3%
~3割以下	19	8.4%
~4割以下	3	1.3%
~5割以下	13	5.7%
~6割以下	5	2.2%
~7割以下	5	2.2%
~8割以下	7	3.1%
~9割以下	13	5.7%
9割超	11	4.8%
無回答・不明	13	5.7%
回答該当者数	227	100.0%



問6 あなたの取り扱っている国際関係業務はどのようなものですか（複数回答）。

国際関係業務を取り扱っている行政書士のうち、最も多いたく扱う業務は「出入国管理法関係の業務」で203名（89.4%）であった。続いて「帰化申請等国籍関係の業務」118名（52.0%）、「外国人による会社・法人関係手続」85名（37.4%）、「外国人による各種営業手続」と「外国人による婚姻・相続等の手続」がそれぞれ76名（33.5%）であった。

項目	人数	割合
出入国管理法関係の業務	203	89.4%
帰化申請等国籍関係の業務	118	52.0%
外国人による会社・法人関係手続	85	37.4%
外国人による各種営業手続	76	33.5%
外国人による婚姻・相続等の手続	76	33.5%
旅券・査証申請	72	31.7%
外国向け文書の認証手続	51	22.5%
対日投資等に関する手続	23	10.1%
外国人に関する社会保険・労働保険等の手続	19	8.4%
その他	13	5.7%
無回答・不明	0	0.0%
回答該当者数	227	100.0%



その他の回答

訴訟支援

- ・外国人相続家裁事件(不在者財産管理人等)の支援
- ・法廷通訳
- ・外国人の訴訟支援(弁護士との共同受任)

権利義務関係

- ・外国人が関与する権利義務、事実証明
- ・外国人に関する契約書の作成

コンサルティング業

- ・外国人事業主への経営コンサルティング
- ・日系企業の海外取引のコンサルタント業務
- ・企業の合併や買収(M&A)
- ・貿易

相談業務

- ・外国人の在住に関する一切の相談・世話・依頼の受任
- ・県・市の相談窓口での相談員

講習セミナー関連

- ・法的保護講習
- ・技能実習生への入管・労働法のセミナー

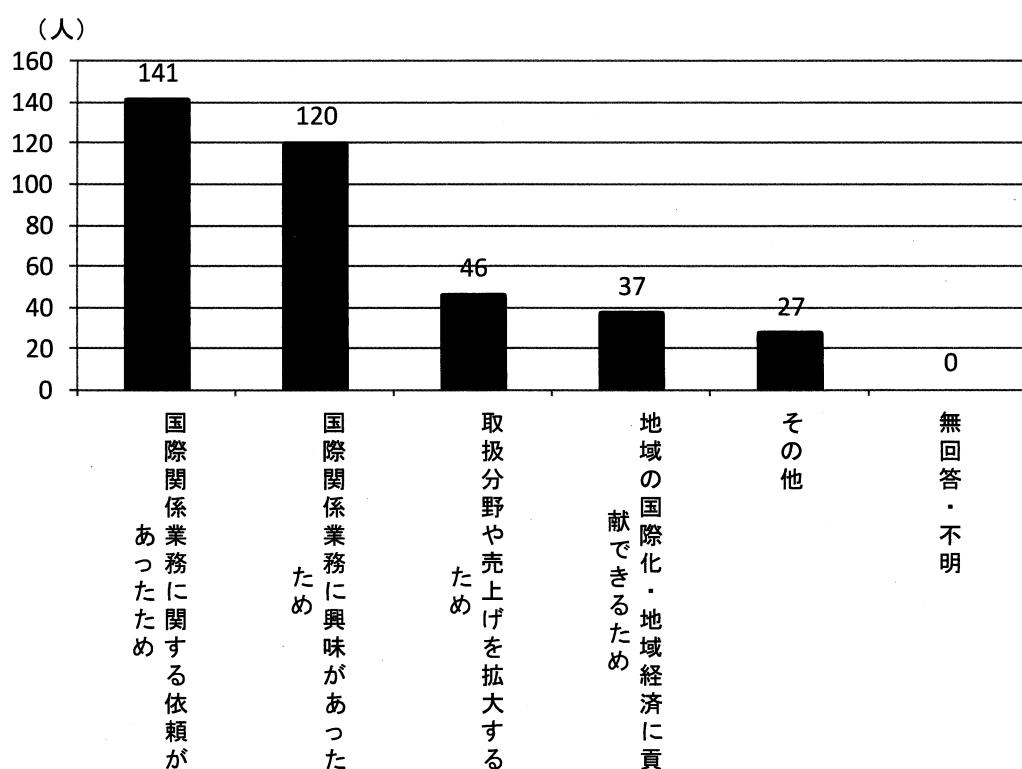
その他

- ・外国人の認知、養子
- ・海外の入札書類作成
- ・日本の官庁への表敬訪問の同行
- ・翻訳、英文契約書作成

問7 国際関係業務を行うようになった動機・きっかけは何ですか。(複数回答)

国際関係業務を行うようになった動機・きっかけとして最も多かったのは、「国際関係業務に関する依頼があったため」で141名(62.1%)が回答した。その次に多かったのが、「国際関係業務に興味があったため」で120名(52.9%)であった。半数以上の行政書士が上記2つの理由を国際業務を始めた動機・きっかけとしている。

項目	人数	割合
国際関係業務に関する依頼があったため	141	62.1%
国際関係業務に興味があったため	120	52.9%
取扱分野や売上げを拡大するため	46	20.3%
地域の国際化・地域経済に貢献できるため	37	16.3%
その他	27	11.9%
無回答・不明	0	0.0%
回答該当者数	227	100.0%



その他の回答

行政書士になる以前からの経験や目標

- ・外国留学をしたことがあり、その時現地の方々にお世話になった。
- ・受験時代にアルバイト先の外国人留学生と一緒に眼い目をこすりながらがんばった経験があるため
- ・司法書士専門のリース会社より行政書士にならないかとの相談があって、行政書士になったため
- ・Immigration Lawyer(※移民弁護士)になるために行政書士になった。
- ・開業時からの目的
- ・行政書士業務の新規分野の開発

語学

- ・英語を使用した業務を希望していた。
- ・英語、スペイン語、ポルトガル語といった語学が得意なため
- ・米国公証人協会(NNA)の学習会参加、国際的な法律家の団体への加入(AEL)

知人・他士業からの依頼

- ・知人・友人、弁護士、税理士、社労士の紹介
- ・行政書士業務とは別に事業をしており、取引先が国外のため
- ・自転車リサイクル法の当事者の大半が外国人であった。

地域的な事情

- ・当地に約200名の外国人(結婚している)女性がいるため帰化等の相談

業務経験を通じて

- ・20年以上前からNGOとして移住者の人権相談を担当しているため
- ・登録前より外国人相談に従事していたため
- ・以前、企業で海外事業の担当だった。
- ・単位会の国際委員となつたため
- ・以前勤務していた事務所が入管専門だったため

在留外国人の地位向上

- ・外国人の日本における地位向上、生活環境の改善
- ・日本社会が真に国際化し、発展するためには諸外国との人的交流を促進する必要がある。それは単に国内の人材需要に対応するだけでなく、広い視野で現在の国際情勢とその未来を見据える必要がある。国内の雇用に配慮しつつ、外国人材の適正な受け入れを実現することは、日本国が国際社会で名誉ある地位を占めるために必須である。外国人の人権・権利を擁護し、義務の履行に寄与することは、この業務を扱う行政書士の最も重要な使命である。

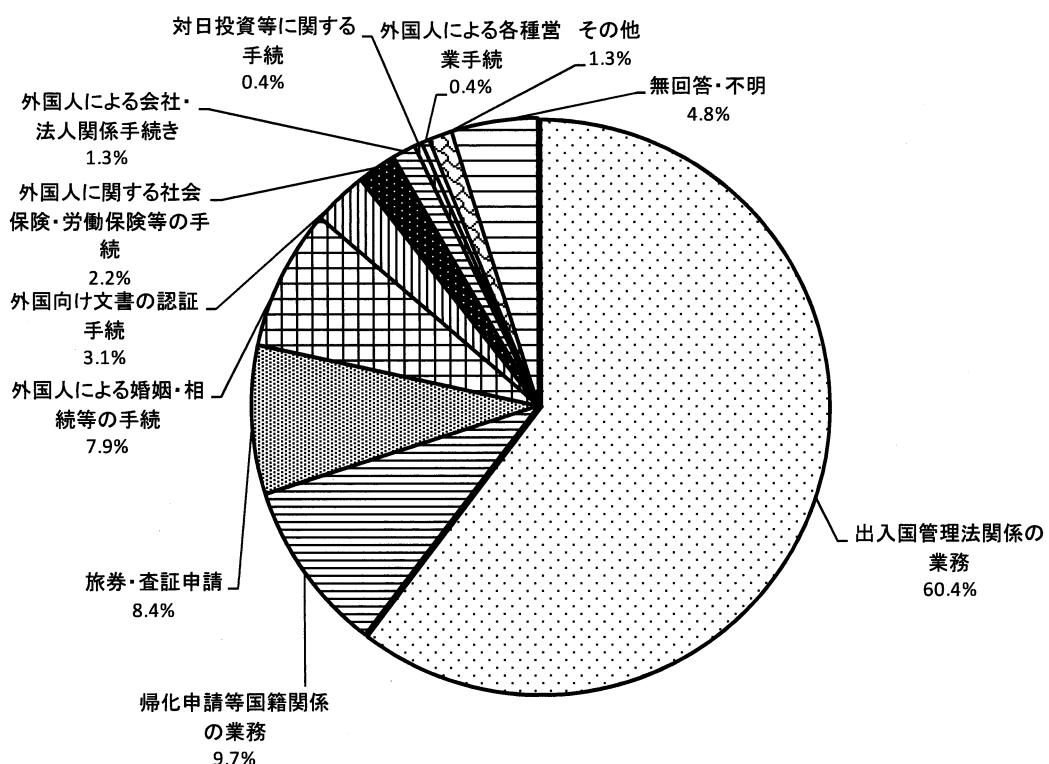
その他

- ・配偶者が外国人であるため
- ・外国人かどうかで分けて考えていない。

問8 國際關係業務のうち、最初に取り扱った事例はどのような事例ですか。

國際關係業務のうち、最初に取り扱った事例として最も多かったのが「出入國管理法関係の業務」で137名(60.4%)と最も多く、次いで「帰化申請等国籍関係の業務」が22名(9.7%)、「旅券・査証申請」が19名(8.4%)と続いた。

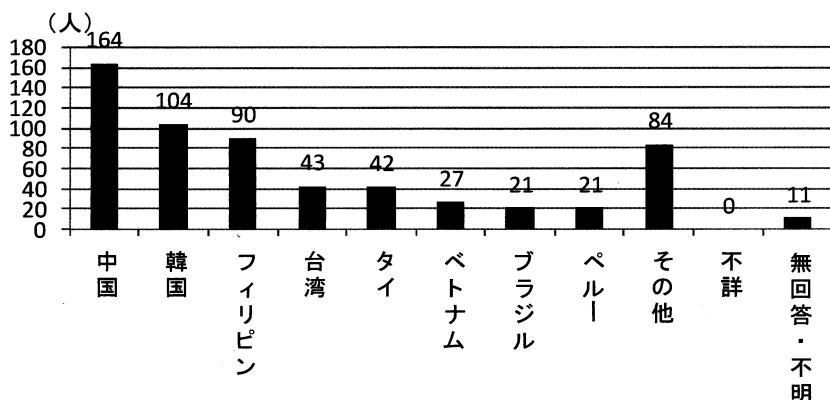
項目	人数	割合
出入國管理法関係の業務	137	60.4%
帰化申請等国籍関係の業務	22	9.7%
旅券・査証申請	19	8.4%
外国人による婚姻・相続等の手続	18	7.9%
外国向け文書の認証手続	7	3.1%
外国人に関する社会保険・労働保険等の手続	5	2.2%
外国人による会社・法人関係手続	3	1.3%
対日投資等に関する手続	1	0.4%
外国人による各種営業手続	1	0.4%
その他	3	1.3%
無回答・不明	11	4.8%
回答該当者数	227	100.0%



問9 あなたの依頼者のうち、外国籍の方はどこの国・地域の方ですか。（複数回答）

外国人依頼者の国・地域別に関して、「中国」からの依頼者がいると回答した行政書士は164名（72.2%）で最も多く、次いで「韓国」が104名（45.8%）、「フィリピン」が90名（39.6%）、「台湾」が43名（18.9%）、「タイ」が42名（18.5%）であった。全体的にアジア諸国の依頼者が多いが、「その他」を選択した中には、欧米諸国やアフリカ諸国からの依頼者もいる。

国・地域	人数	割合
中国	164	72.2%
韓国	104	45.8%
フィリピン	90	39.6%
台湾	43	18.9%
タイ	42	18.5%
ベトナム	27	11.9%
ブラジル	21	9.3%
ペルー	21	9.3%
その他	84	37.0%
不詳	0	0.0%
無回答・不明	11	4.8%
回答該当者数	227	100.0%



その他の回答

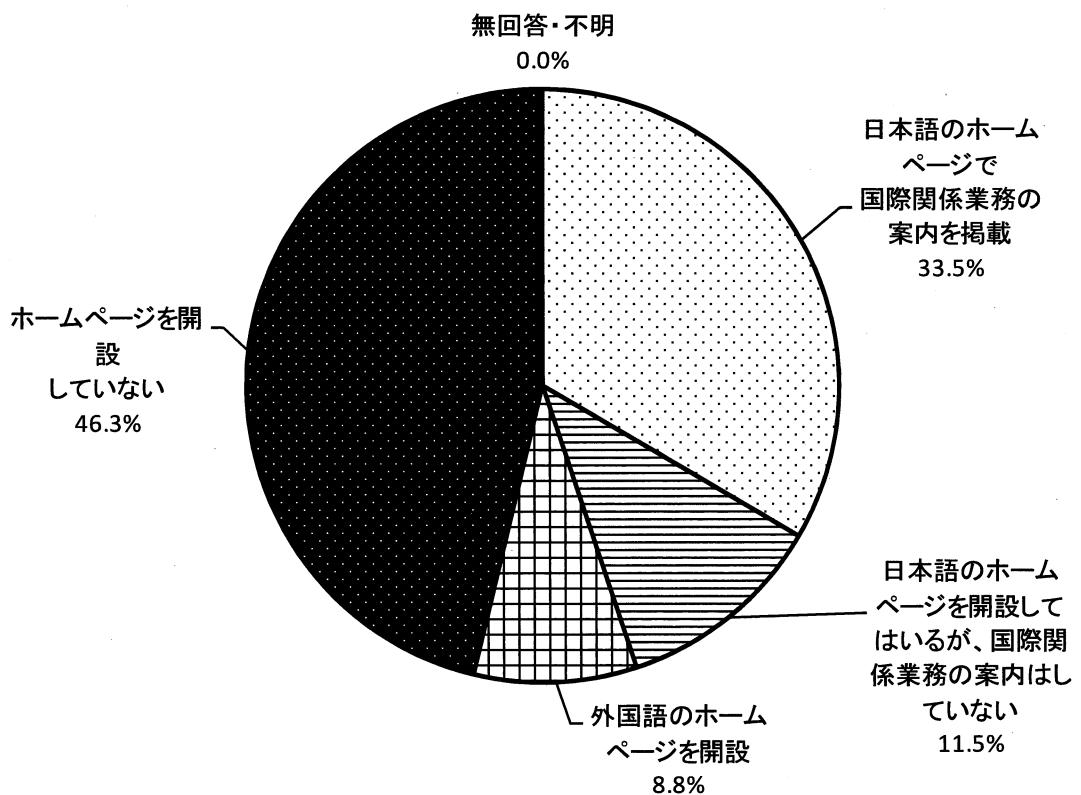
アルファベット順、括弧内は回答者数

アフガニスタン(3)、アルゼンチン(2)、オーストラリア(8)、バングラデシュ(4)、ベルギー(2)、カンボジア(2)、カメルーン(1)、カナダ(3)、コロンビア(3)、キューバ(3)、チエコ(2)、エルサルバドル(1)、フィンランド(1)、フランス(8)、ドイツ(7)、ガーナ(2)、インド(17)、インドネシア(11)、イラン(3)、ヨルダン(1)、カザフスタン(1)、キルギス(1)、ラオス(2)、レバノン(1)、マレーシア(3)、モンゴル(4)、ミャンマー(4)、ネパール(13)、ニュージーランド(2)、ナイジェリア(5)、パキスタン(13)、ルーマニア(3)、ロシア(6)、スリランカ(17)、トルコ(1)、アラブ首長国連邦(2)、イギリス(8)、米国(24)、ウガンダ(2)、ウズベキスタン(2)

問 10-1 あなたの事務所では国際関係業務に関するホームページを開設していますか。

ホームページを開設している行政書士は 122 名 (53.7%) であった。そのうち、「日本語のホームページで国際関係業務の案内を掲載している」と回答した行政書士は 76 名 (33.5%) で、「外国語のホームページを開設している」と回答した行政書士は 20 名 (8.8%) であった。一方で、「ホームページを開設していない」と回答した行政書士は 105 名 (46.3%) で、半数近くがホームページを開設していない。

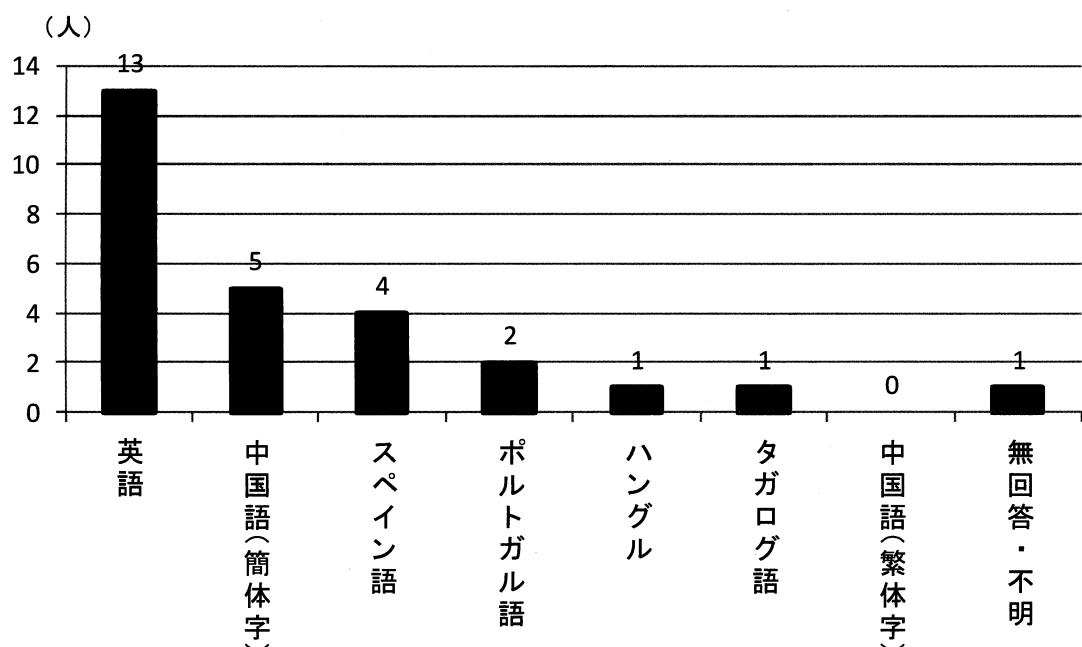
項目	人数	割合
日本語のホームページで国際関係業務の案内を掲載	76	33.5%
日本語のホームページを開設してはいるが、国際関係業務の案内はしていない	26	11.5%
外国語のホームページを開設	20	8.8%
ホームページを開設していない	105	46.3%
無回答・不明	0	0.0%
回答該当者数	227	100.0%



問 10-2 問 10-1 で「外国語のホームページを開設している」と回答した行政書士の事務所ホームページの言語（複数回答）

問 10-1 で「外国語のホームページを開設している」と回答した行政書士に対してその言語を聞いたところ、英語が最も多く 13 名 (65.0%)、次いで中国語（簡体字）が 5 名 (25.0%)、スペイン語が 4 名 (20.0%) であった。

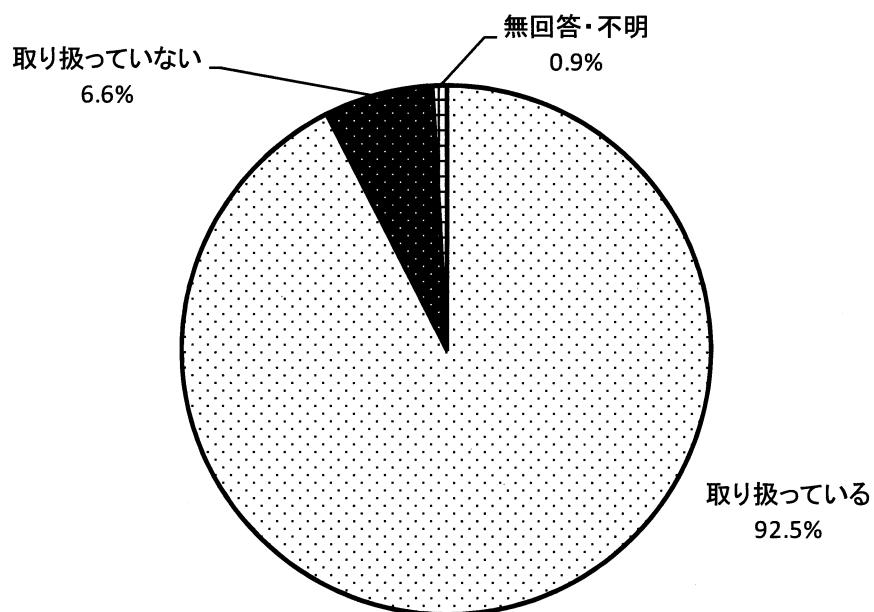
項目	人数	割合
英語	13	65.0%
中国語(簡体字)	5	25.0%
スペイン語	4	20.0%
ポルトガル語	2	10.0%
ハングル	1	5.0%
タガログ語	1	5.0%
中国語(繁体字)	0	0.0%
無回答・不明	1	5.0%
回答該当者数	20	100.0%



問11 あなたは出入国管理法に規定される外国人に関する業務（以下「入国管理業務」）を取り扱っていますか。

国際関係業務を行っている行政書士のうち、入国管理業務を取り扱っている行政書士は 227 名中 210 名 (92.5%) であった。一方で、入国管理業務を取り扱っていないのは 15 名 (6.6%) であった。

項目	人数	割合
取り扱っている	210	92.5%
取り扱っていない	15	6.6%
無回答・不明	2	0.9%
回答該当者数	227	100.0%

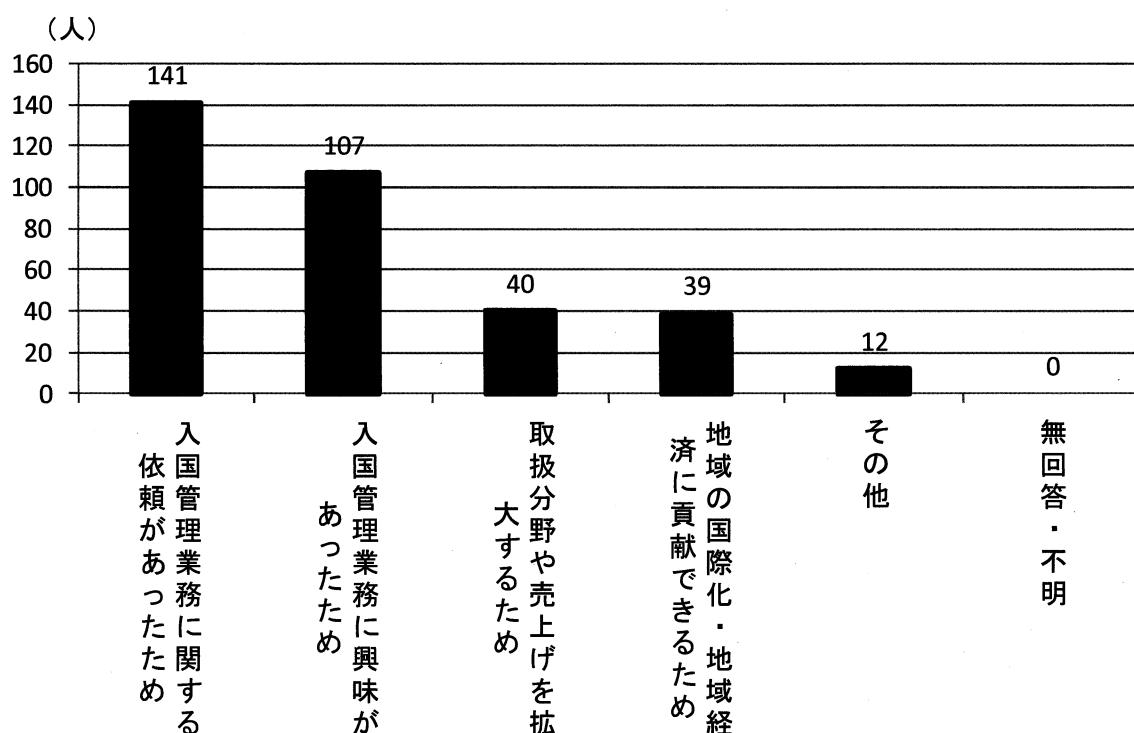


問12～27は、問11で「入国管理業務を取り扱っている」と回答した行政書士に対する質問

問12 入国管理業務を行うようになった動機・きっかけは何ですか。（複数回答）

入国管理業務を取り扱う動機・きっかけについて、最も多かったのが「入国管理業務に関する依頼があったため」で全体の3分の2以上に当たる141名（67.1%）が回答した。次いで「入国管理業務に興味があったため」と回答したのは107名（51.0%）であった。

項目	人数	割合
入国管理業務に関する依頼があったため	141	67.1%
入国管理業務に興味があったため	107	51.0%
取扱分野や売上げを拡大するため	40	19.0%
地域の国際化・地域経済に貢献できるため	39	18.6%
その他	12	5.7%
無回答・不明	0	0.0%
回答該当者数	210	100.0%



その他の回答

入国管理業務を取り扱う当時からの目的

- ・Immigration Lawyer(※移民弁護士)になるために行政書士になった。

- ・開業時からの目的

- ・新規分野の開拓

知人・他士業からの依頼

- ・他士業の紹介

- ・日本人の友人からの相談

業務経験を通じて

- ・登録前より外国人相談に従事していたため

- ・外国人の生活相談(ボランティアを含む)をするため、行政書士となり、入国管理業務を専門とする先輩の先生と知り合ったため

- ・単位会の国際委員となつたため

在留する外国人の地位向上

- ・日本社会が真に国際化し、発展するためには諸外国との人的交流を催促する必要がある。それは単に国内の人材需要に対応するだけでなく、広い視野で現在の国際情勢とその未来を見据える必要がある。国内の雇用に配慮しつつ、外国人材の適正な受入れを実現することは、日本国が国際社会で名誉ある地位を占めるために必須である。外国人の人権・権利を擁護し、義務の履行に寄与することは、この業務を扱う行政書士の最も重要な使命である。

その他

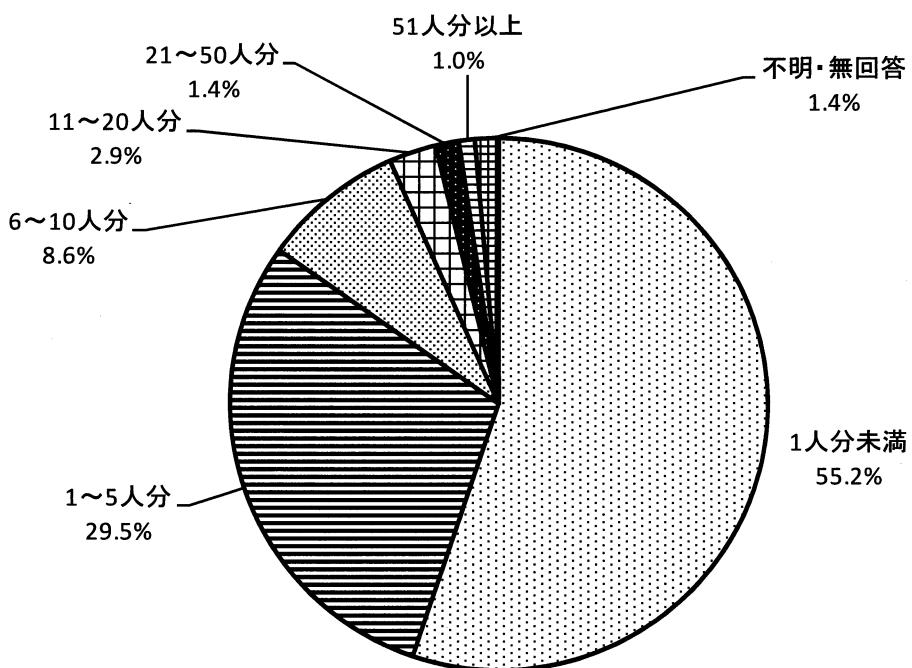
- ・外国人の相談にのりたかったため

- ・配偶者が中国人であるため

問13 入国管理業務について、1か月に平均してどのくらいの業務を取り扱っていますか。

入国管理業務に関する業務量について、最も多かったのが「1人分未満」で116名(55.2%)が回答した。次いで、「1~5人分」が62名(29.5%)であった。半数以上の行政書士が、取り扱う業務量が1人分未満と回答している。

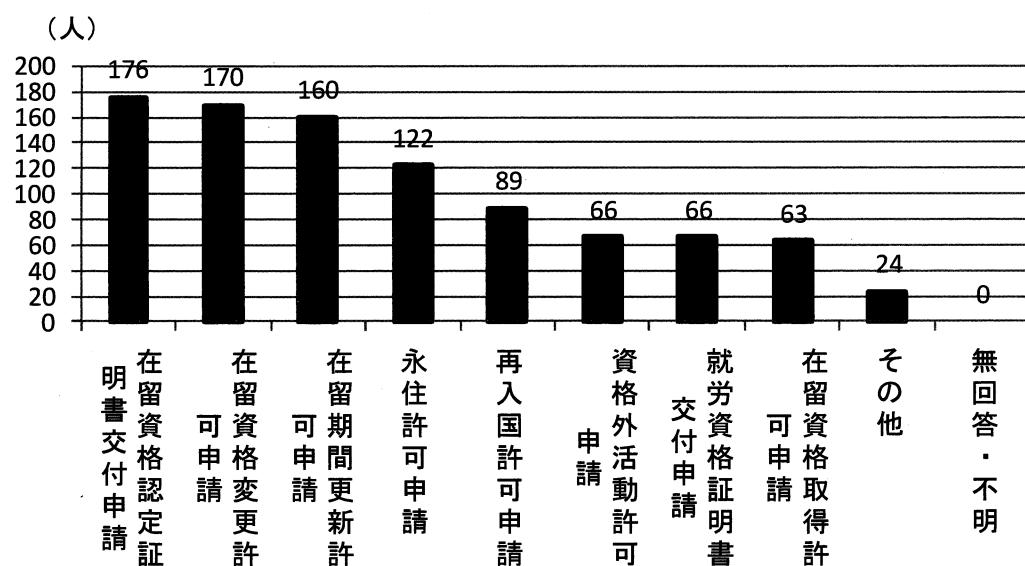
項目	人数	割合
1人分未満	116	55.2%
1~5人分	62	29.5%
6~10人分	18	8.6%
11~20人分	6	2.9%
21~50人分	3	1.4%
51人分以上	2	1.0%
不明・無回答	3	1.4%
回答該当者数	210	100.0%



問14 入国管理業務のうち、どのような依頼を取り扱っていますか。(複数回答)

入国管理業務に関する依頼では、「在留資格認定証明書交付申請」と回答した行政書士が最も多く、176名(83.8%)であった。次いで、「在留資格変更許可申請」が170名(81.0%)、「在留期間更新許可申請」が160名(76.2%)、「永住許可申請」が122名(58.1%)であった。なお、「その他」では、在留特別許可などの依頼が挙げられている。

項目	人数	割合
在留資格認定証明書交付申請	176	83.8%
在留資格変更許可申請	170	81.0%
在留期間更新許可申請	160	76.2%
永住許可申請	122	58.1%
再入国許可申請	89	42.4%
資格外活動許可申請	66	31.4%
就労資格証明書交付申請	66	31.4%
在留資格取得許可申請	63	30.0%
その他	24	11.4%
無回答・不明	0	0.0%
回答該当者数	210	100.0%



他の回答

申請・手続

- ・在留カード交付申請
- ・退去強制手続への方法
- ・在留資格認定証明書申請
- ・仮放免許可申請
- ・証印転記
- ・難民認定申請

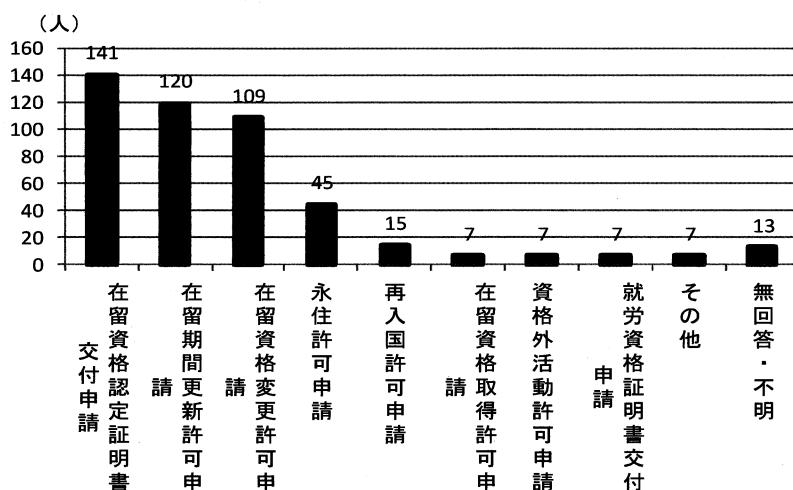
講習・セミナー

- ・法的保護情報講習の講師
- ・入管・労働法のセミナー

問 15 問 14 で回答したものの中、どの依頼が多いですか。（上位 3つ以内）

入国管理業務に関する依頼では、「在留資格認定証明書交付申請」と回答した行政書士が最も多く、141名（67.1%）であった。次いで、「在留期間更新許可申請」が120名（57.1%）、「在留資格変更許可申請」が109名（51.9%）となっており、この3つが突出している。

項目	人数	割合
在留資格認定証明書交付申請	141	67.1%
在留期間更新許可申請	120	57.1%
在留資格変更許可申請	109	51.9%
永住許可申請	45	21.4%
再入国許可申請	15	7.1%
在留資格取得許可申請	7	3.3%
資格外活動許可申請	7	3.3%
就労資格証明書交付申請	7	3.3%
その他	7	3.3%
無回答・不明	13	6.2%
回答該当者数	210	100.0%



その他の回答

申請・手続

- ・帰化・認証
- ・在留特別許可
- ・証明資料に見合った理由書の要点指導と点検(価格により)

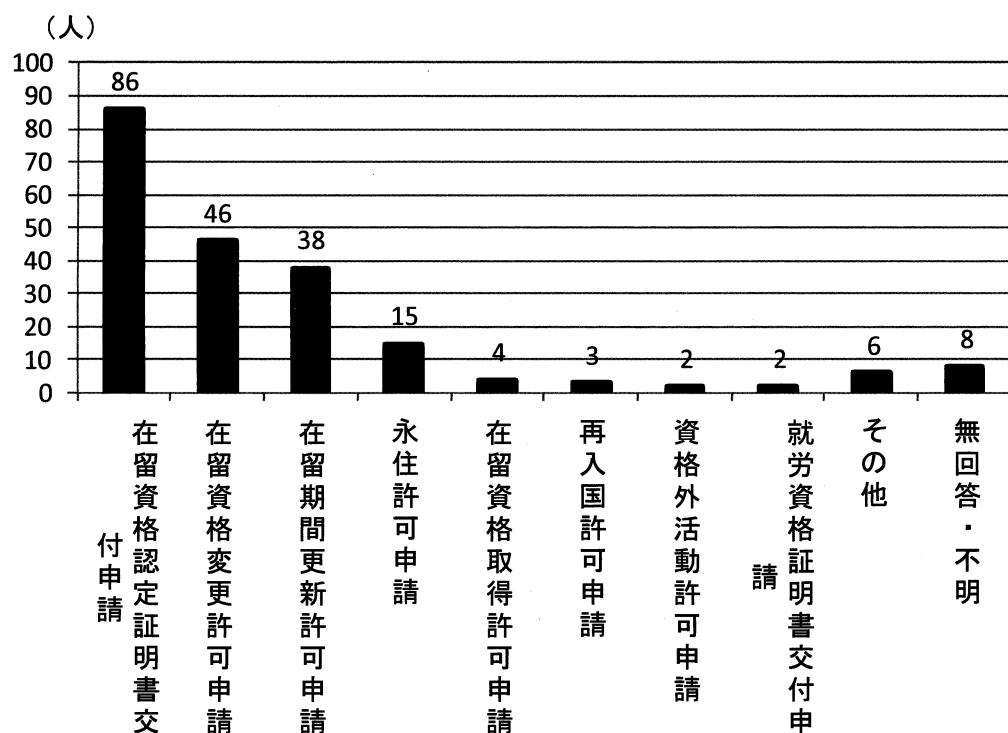
セミナー・相談

- ・特定会社の外国人入管業務に関する顧問として相談事全般
- ・法的保護情報講習の講師

問 16 入国管理業務であなたが最初に手掛けた業務は何ですか。

入国管理業務で最初に手掛けた業務では、「在留資格認定証明書交付申請」だったと回答した行政書士が 86 名 (41.0%) で突出していた。次いで、「在留資格変更許可申請」が 46 名 (21.9%)、「在留期間更新許可申請」が 38 名 (18.1%) であった。

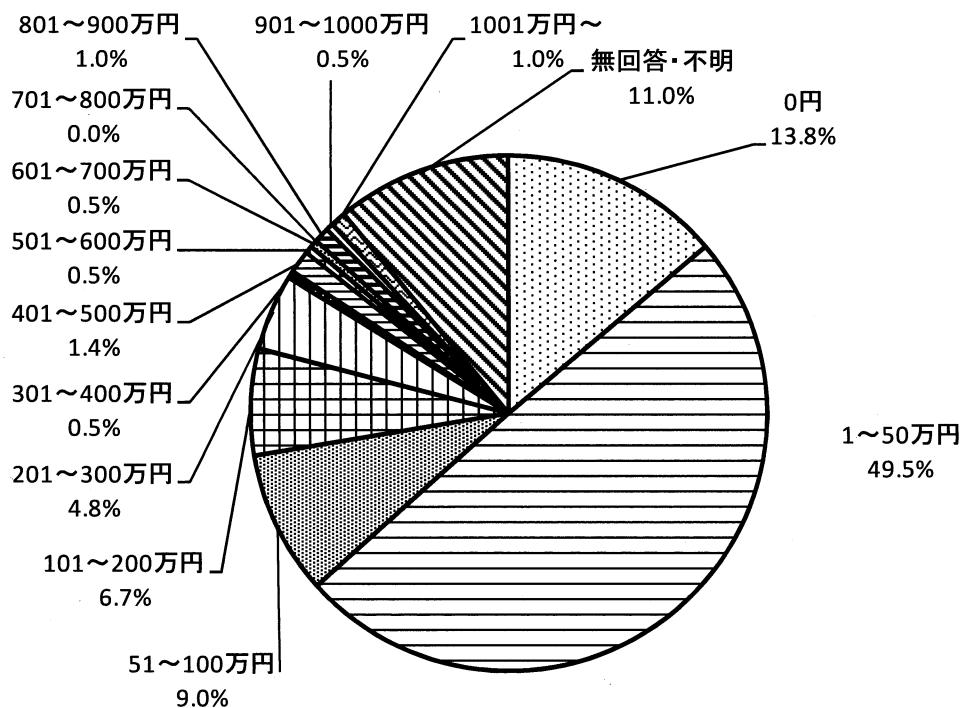
項目	人数	割合
在留資格認定証明書交付申請	86	41.0%
在留資格変更許可申請	46	21.9%
在留期間更新許可申請	38	18.1%
永住許可申請	15	7.1%
在留資格取得許可申請	4	1.9%
再入国許可申請	3	1.4%
資格外活動許可申請	2	1.0%
就労資格証明書交付申請	2	1.0%
その他	6	2.9%
無回答・不明	8	3.8%
回答該当者数	210	100.0%



問17 昨年1年間の入国管理業務に関する売上げは合計すると概ねいくら位ですか。

平成23年の入国管理業務に関する売上げについては、50万円以下が104名（49.5%）で半数を占めた。また、0円（売上げがない）と回答した行政書士が29名（13.8%）いた一方で、1,000万円を超えたとするものは2名（1.0%）おり、最高額は2,400万円であった。

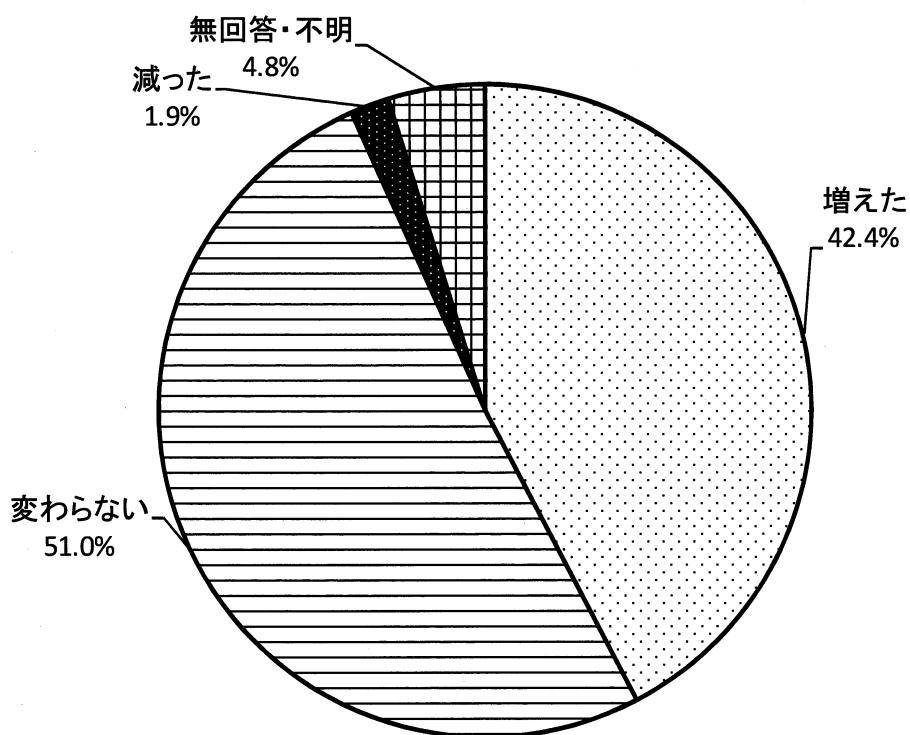
項目	人数	割合
0円	29	13.8%
1～50万円	104	49.5%
51～100万円	19	9.0%
101～200万円	14	6.7%
201～300万円	10	4.8%
301～400万円	1	0.5%
401～500万円	3	1.4%
501～600万円	1	0.5%
601～700万円	1	0.5%
701～800万円	0	0.0%
801～900万円	2	1.0%
901～1,000万円	1	0.5%
1,001万円～	2	1.0%
無回答・不明	23	11.0%
回答該当者数	210	100.0%



問18 入国管理業務を取り扱い始めて、あなたの事務所全体の売上げは増えましたか。

入国管理業務を取り扱い始めてからの売上げの増減について、「増えた」と回答した行政書士は89名(42.4%)であった。一方で、「変わらない」と回答した行政書士は107名(51.0%)で半数を占めている。

項目	人数	割合
増えた	89	42.4%
変わらない	107	51.0%
減った	4	1.9%
無回答・不明	10	4.8%
回答該当者数	210	100.0%

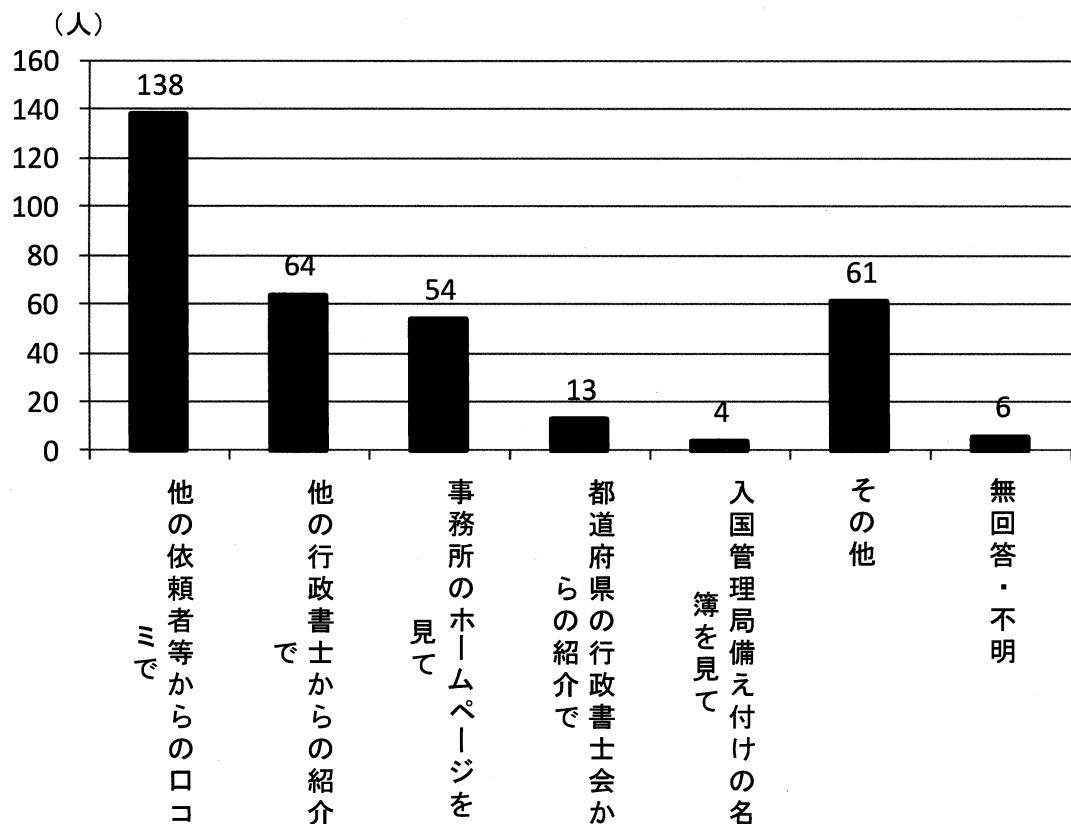


問 19 あなたの事務所に依頼にきた外国人の方は、どのような経緯であなたの事務所を知りましたか。（複数回答）

外国人の依頼者が事務所を知った経緯として最も多かったのが、「他の依頼者等からの口コミで」で 138 名（65.7%）が回答し、その他の項目と比較して突出している。次いで、「他の行政書士からの紹介で」が 64 名（30.5%）、「事務所のホームページを見て」が 54 名（25.7%）であった。

なお、その他では、他業種からの依頼や知人の紹介などが挙げられている。

項目	人数	割合
他の依頼者等からの口コミで	138	65.7%
他の行政書士からの紹介で	64	30.5%
事務所のホームページを見て	54	25.7%
都道府県の行政書士会からの紹介で	13	6.2%
入国管理局備え付けの名簿を見て	4	1.9%
その他	61	29.0%
無回答・不明	6	2.9%
回答該当者数	210	100.0%



その他の記述

広告・電話帳・他のホームページ

- ・新聞への広告
- ・タウンページ
- ・入管以外のホームページから
- ・行政書士会支部のホームページ
- ・中国人向け新聞、英文雑誌の広告を見て

紹介

- ・知人、弁護士、税理士、司法書士、社会保険労務士からの紹介
- ・勤務先、配偶者からの依頼

企業・団体から

- ・大使館、企業、JETRO、NPO、外国人コミュニティー、イベント(無料相談会等)等を通じて
- ・専門学校、大学などへの販促郵便物
- ・行政書士業務の他に事業を行っており、取引先が外国人だった。

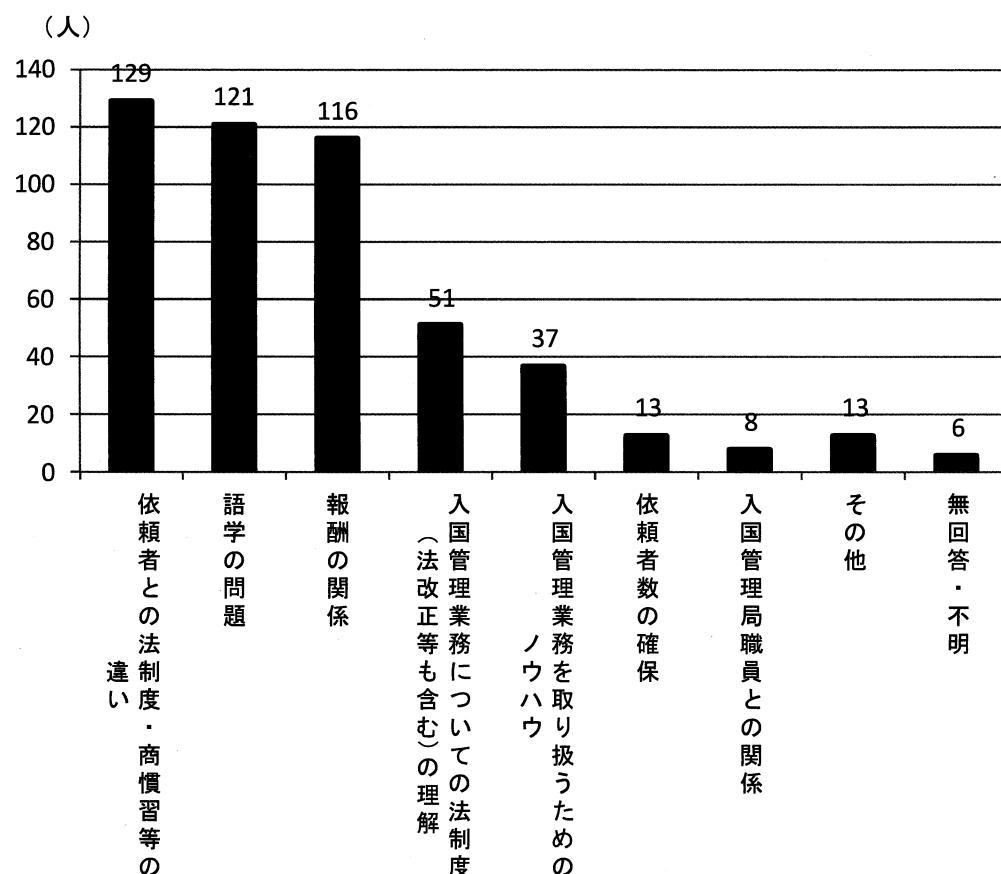
その他

- ・自身が在日外国人なので、飛び込みで
- ・飲食店で知り合って
- ・事務所で提示している看板を見て
- ・顧客先の社員採用として

問20 入国管理業務を取り扱う上で、問題となっている点は何ですか。（複数回答）

入国管理業務を取り扱う上で問題となっている点について、「依頼者との法制度・商慣習等の違い」が最も多く 129 名 (61.4%)、次いで「語学の問題」が 121 名 (57.6%)、「報酬の関係」116 名 (55.2%) であった。

項目	人数	割合
依頼者との法制度・商慣習等の違い	129	61.4%
語学の問題	121	57.6%
報酬の関係	116	55.2%
入国管理業務についての法制度(法改正等も含む)の理解	51	24.3%
入国管理業務を取り扱うためのノウハウ	37	17.6%
依頼者数の確保	13	6.2%
その他	13	6.2%
入国管理局職員との関係	8	3.8%
無回答・不明	6	2.9%
回答該当者数	210	100.0%



その他の回答

申請手続や制度の問題

- ・不許可のリスクが高い(他の許認可は書類が受理されると許可に極めて近いので)。
- ・短期滞在のビザ不発給の理由が明示されないこと。
- ・申請から許可までの時間が長い。
- ・申請取次時、在留カード・旅券の常時携帯の義務を遵守することができない法律の問題。
- ・在留資格に適する事実の確認

依頼者の問題

- ・経済的に困窮している依頼者が多いので、債権回収に時間と手間がかかる(仮放免の保証金をどうするかの問題)。
- ・依頼者との生活習慣、意識の違い
- ・依頼者にだまされる。法的に問題のある人からの依頼が多い。

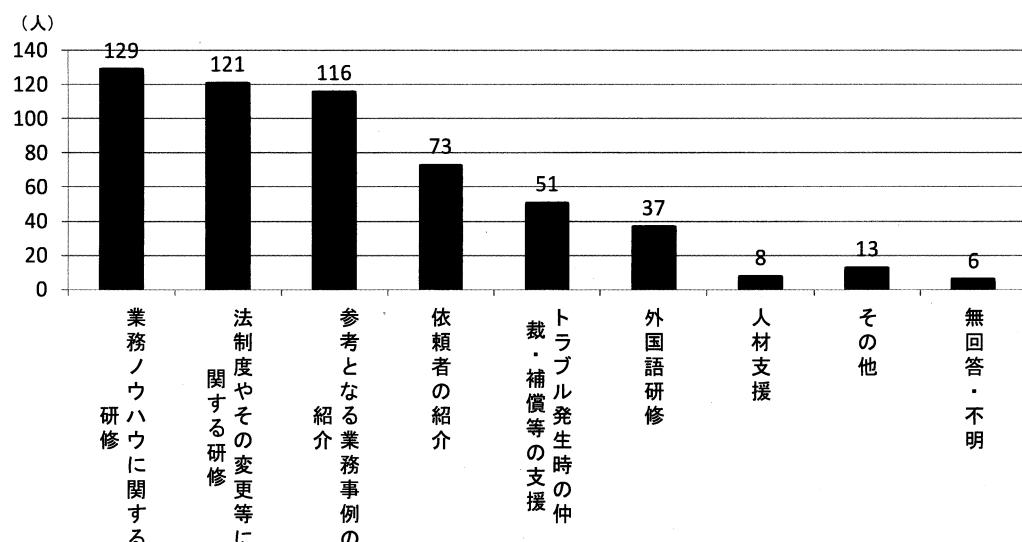
その他

- ・入管業務は外国人外国企業ビジネスの一部に過ぎず(人、モノ、すべての人の部分のみ)外国人ビジネス全体で問題となるのは、行政書士の英語名と、その業務の法的性格を英語で説明できること。
- ・行政書士のコンプライアンスの低下

問 21 入国管理業務を取り扱う上で、受けたい支援は何ですか。（複数回答）

入国管理業務を取り扱う上で受けたい支援については、「業務ノウハウに関する研修」が最も多く 129 名 (61.4%)、次いで「法制度やその変更等に関する研修」 121 名 (57.6%)、「参考となる業務事例の紹介」 116 名 (55.2%) であった。

項目	人数	割合
業務ノウハウに関する研修	129	61.4%
法制度やその変更等に関する研修	121	57.6%
参考となる業務事例の紹介	116	55.2%
依頼者の紹介	73	34.8%
トラブル発生時の仲裁・補償等の支援	51	24.3%
外国語研修	37	17.6%
人材支援	8	3.8%
その他	13	6.2%
無回答・不明	6	2.9%
回答該当者数	210	100.0%



他の回答

情報の提供

- ・偽装結婚・就労ブローカーなどの摘発情報共有
- ・入管窓口でのやり取りに関する支援
- ・良質な関連書の出版と販売店の確保
- ・外国の法律の情報

報酬や金銭の問題

- ・安売り競争防止
- ・仮放免の保証金のための融資
- ・依頼者に対する資金補助。弁護士会が法テラスを利用してやっている。

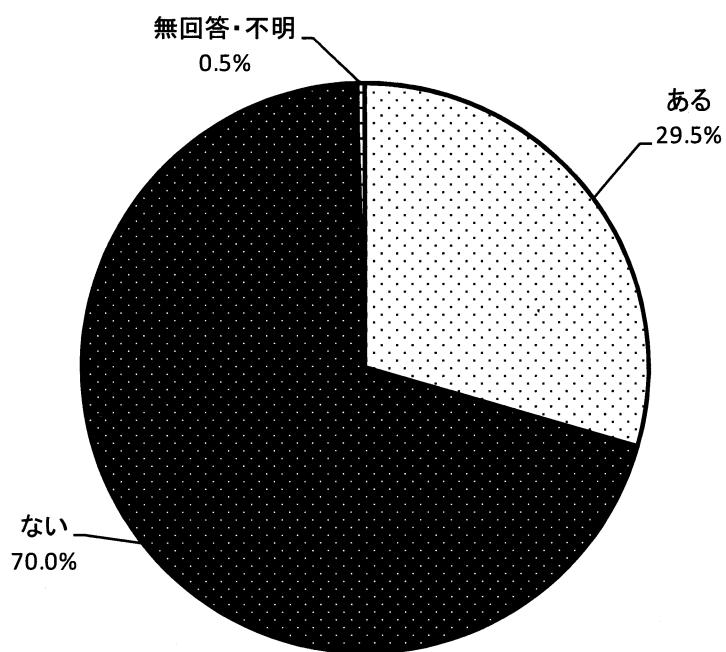
その他

- ・入管による申請取次行政書士への優遇措置
- ・行政書士業を国際的に周知させる広告
- ・安価な各国語の翻訳・通訳サービス

問22 入国管理業務を取り扱う上で、トラブル等の経験はありますか。

入国管理業務に関するトラブル等の経験の有無については、「ない」と回答した行政書士は147名（70.0%）であったが、一方で、「ある」と回答した行政書士は62名（29.5%）であり、約3割の行政書士が何らかのトラブルに遭遇している。

項目	人数	割合
ある	62	29.5%
ない	147	70.0%
無回答・不明	1	0.5%
回答該当者数	210	100.0%

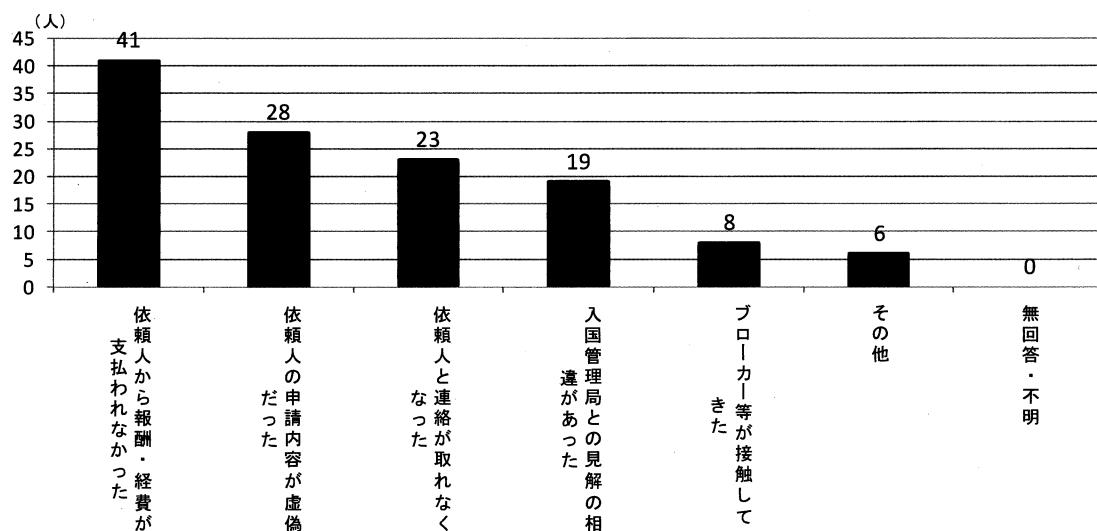


問23～25は、問22で入国管理業務を取り扱う上で、トラブル等の経験がある回答した行政書士のみに対する質問

問23 問22で「ある」とされた具体的な内容はどのようなものですか。(複数回答)

トラブル等の経験があった行政書士のうち、最も多かったのが「依頼人から報酬・経費が支払われなかった」であり、全体の約3分の2に当たる41名(66.1%)であった。次に多かつたのが、「依頼人の申請内容が虚偽だった」で28名(45.2%)、「依頼人と連絡が取れなくなった」が23名(37.1%)と続いた。

項目	人数	割合
依頼人から報酬・経費が支払われなかった	41	66.1%
依頼人の申請内容が虚偽だった	28	45.2%
依頼人と連絡が取れなくなった	23	37.1%
入国管理局との見解の相違があった	19	30.6%
ブローカー等が接触してきた	8	12.9%
その他	6	9.7%
無回答・不明	0	0.0%
回答該当者数	62	100.0%



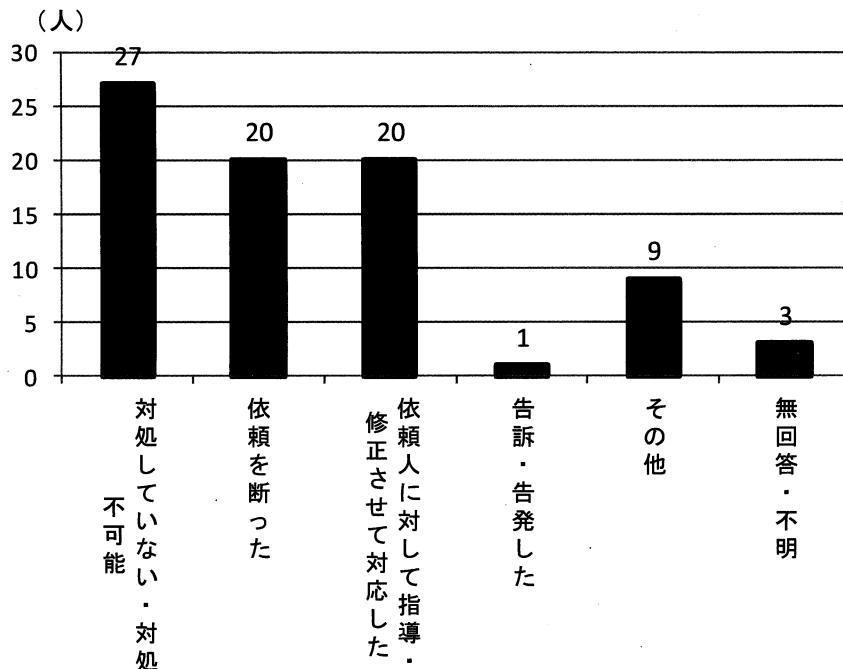
その他の回答

- ・偽装結婚であった者からの依頼
- ・依頼者が都合の悪いことを隠す。情報を提供しない。
- ・他の行政書士による虚偽申請による不許可の再申請が数回ある。
- ・申請取次を隠れ蓑にされかけた。
- ・領事館、大使館でのビザ発給段階で不許可とするケースがみられるが、理由は不明
- ・在留資格認定証明書はもらえたが、領事館で不許可になった。

問 24-1 問 23 で経験した問題に対して、どのように対処なさいましたか。（複数回答）

トラブルの対処方法として、「依頼を断った」あるいは「依頼人に対して指導・修正させて対応した」がそれぞれ 20 名 (32.3%) であった。しかし、一方で「対処していない・対処不可能」は 27 名 (43.5%) であった。

項目	人数	割合
対処していない・対処不可能	27	43.5%
依頼を断った	20	32.3%
依頼人に対して指導・修正させて対応した	20	32.3%
告訴・告発した	1	1.6%
その他	9	14.5%
無回答・不明	3	4.8%
回答該当者数	62	100.0%



その他の回答

- ・係官と面談した。
- ・入管への報告
- ・文書にて抗議
- ・留学資格の更新で過度に勤務していたことが入管の指摘で分かり不許可となった。
- ・依頼者の親戚を見つけ対応してもらった。
- ・依頼人に内容説明を行い、再申請をすすめた。
- ・現在も督促継続中

問 24-2 トラブルの内容と対処方法

問 24-1 と問 23 からトラブルの内容と対処方法について見ると、「依頼人から報酬・経費が支払われなかつた」ことに対する対処方法については、「対処できない・対処不可能」が最も多く、41名中20名(48.8%)で半数近くを占めた。

「依頼人の申請内容が虚偽だった」ことに対する対処法は、「依頼人に対して指導・修正させて対応した」が最も多く28名中15名(53.6%)、次いで、「依頼を断った」が13名(46.4%)であった。

「依頼人と連絡が取れなくなった」ことに対する対処方法は、「対処できない・対処不可能」が最も多く、23名中15名(65.2%)であった。

「入国管理局との相違があつた」ことに対する対処方法は、「依頼人に対して指導・修正させて対応した」と「対処できない・対処不可能」が最も多く19名中8名(42.1%)であった。

「ブローカー等が接触してきた」ことに対する対処方法は、「依頼を断った」が最も多く8名中7名(87.5%)であった。

なお、問 24-1 あるいは問 23 で「その他」あるいは「無回答・不明」だったものは集計に組み入れていない。

トラブル内容 対処方法		対処してい ない・対処不 可能	依頼を断つ た	告訴・告発し た	依頼人に対 して指導・修 正させて対 応した	回答該当者 数
依頼人から報 酬・経費が支 払われなかつ た	人数	20	14	1	13	41
	割合	48.8%	34.1%	2.4%	31.7%	100.0%
依頼人の申 請内容が虚 偽だった	人数	8	13	1	15	28
	割合	28.6%	46.4%	3.6%	53.6%	100.0%
依頼人と連絡 が取れなくな つた	人数	15	8	1	3	23
	割合	65.2%	34.8%	4.3%	13.0%	100.0%
入国管理局と の見解の相 違があつた	人数	8	3	0	8	19
	割合	42.1%	15.8%	0.0%	42.1%	100.0%
ブローカー等 が接触してき た	人数	1	7	0	3	8
	割合	12.5%	87.5%	0.0%	37.5%	100.0%

問 24-3 トラブルに関する記述

報酬不払い

- ・難しいケースで許可されるか不明である旨を説明したが、是非申請をして欲しいと依頼を受けた。結果不許可の通知が来たのでその旨連絡をしたが、報酬の支払いは全くない。
- ・ビザ発給が拒否(認定書交付後)されたとして報酬不払いとなり、それ以降、依頼を拒否した。
- ・督促してもダメだったので、あきらめた。また、入管当局と協議の上、上申書提出等で修正・処理した。
- ・報酬の一部の支払いがされないうちに連絡が取れなくなった。
- ・成功報酬を払わずに消えていく依頼者あり。必ずパスポートを預かるか、前払いにしないと大損することがある。
- ・報酬不払いに対して、内容証明郵便で催告した。
- ・飲食店の経営者から経営の報酬を支払う約束で、従業員であるコックの在留期間更新の手続を行った。手續が終わった時点で支払いを1週間待ってくれと頼まれたが、直後に経営を他人に譲ってしまい、報酬をもらうことができなかつた。その後、親戚の方を見つけ、本人と連絡をとり、やっともらうことができた。
- ・代金未納のため、支払督促
- ・支払うと約束していた報酬を支払わぬ行方をくらます。
- ・報酬を支払うまで、依頼人より預かった証明書等の返却を拒否していると、報酬を払うことなく証明書等を返却するよう圧力をかけてくる。当方に対する卑劣な背信行為に及んできたが、当方も圧力に屈することなく、逆に相手方に刑事訴訟をすることも辞さない構えで対抗し報酬を支払わせた。
- ・日本に帰化した料理店店主の依頼で、コックとして呼び寄せる外国人の在留資格認定証明書交付申請(技能)を受注。店主の希望で申請者本人宛の請求書を発行したが、本人が急に来日できなくなつたため、店主への請求に変更。現在も請求を継続している。

偽装結婚

- ・本当の結婚か疑問(同居していない等)問題点を早目に指摘して、はつきりと断る。着手金等の金銭は受け取らない。
- ・在留特別許可でまんまとだまされた。知り合った経緯に不審点はなくこちらのヒアリングにも淀みなく答え(ここで出来すぎと気付くべきだった)、夜間に何度か自宅に電話しても2人一緒に居たので偽装結婚とは思わなかつた。
- ・婚姻証明書が偽造されたものであった。再婚による不法な入国という事情だった。離婚の手続をとらず、婚姻証明書がもらえる方法について指導した。
- ・偽装結婚のプロ一から電話があつた。
- ・在留認定申請で、一方の答弁がおかしいので断つたが、他の行政書士が受託して認定が出たらしい。
- ・スナックで働いている外国人は偽装結婚が多い、このような人達からの依頼は要注意。ただ

し、見極めが必要

書類偽造・虚偽申請

- ・外国人女性が離婚後に帰化をしたいとの相談で面談した際、外国人夫が離婚後も就労目的で在留期間を不正に更新させた事実が発覚
- ・留学生が在留資格を得る目的で永住者(外国人)の子を作り、認知させる。
- ・調理師の認証を申請したが、全くの偽造書類に基づくものであったことが入管より指摘されたため、拒絶した。
- ・しっかりと現場・居住地等にも足を運び調査を実施しているが、それでも見抜けないそや虚偽の実態がある場合がある。特に行政書士経験があまりない時期には、知らず知らずに騙されるケースが多いのではないかと思われる。対処方法はすべてを自分の目でしっかりとチェックしていくことしかないと思われる。
- ・実際はやっていない英会話教室での申請などがあった。
- ・在留資格認定申請で企業が申し出たが、実は違法入国者であった。
- ・夫より家族全員の永住申請を受託したが、妻子が日本に在住しておらず、査証期間内であるが本国に主として在住していた。不在者の申請の取下げを行った。

入国管理局との見解の相違など

- ・出入国管理制度について、行政書士会が実務家からの見地で積極的に関わるべき。制度の内容におかしな部分が多い。
- ・入管に永住許可の審査基準をあきらかにするため、ある程度の説明を受ける。
- ・外務省や領事館に聞いても、不許可(法務省レベルは許可されているのに)理由が不明のままである。
- ・不許可の理由を聞きにいき、入管の主旨を依頼者へ説明。普段から依頼人との信頼関係があったので、納得してもらえた。また、最近の国際情報について、説明することも効果的であった。
- ・戸口簿の記載内容から認定書不交付になったが、審査官の認識の誤りを指摘し、簡易な書類の提出によって認定書を交付してもらった。
- ・外国人が国際業務(人文知識)の査証で入国したいとの希望で取引先の法人(日本法人・代表も日本人)から依頼があり、各添付書類を添えて申請したが、不許可であった。異議申し立てはできないことを承知で問い合わせをしたところ、係官が対応してくれたが「不充分」のみの回答で「何が不充分なのか?」の説明もなく、門前払い状態であった。後日、同一の申請をしたところ、今度は認可された。
- ・同じ内容の申請であっても入管により結果が違う。出張所所長や統括審査官が違うと結果が変わる。
- ・すでに入国している日系人に対して再度、日系であることを証明させる入管がある。
- ・大学院の博士課程(あと3年程滞在予定)通学の32歳が、妻の入国を求めたところ、国内の収入は奨学金7万円のみ。15万円以上、せめて、10万円は欲しい(暗にアルバイトをしろ)ということで不許可になった。両親ともに金持ちの子が学業に専念してはいけないのか、入管法に基づいて文書にて抗議した後、この事例は許可されることになった。

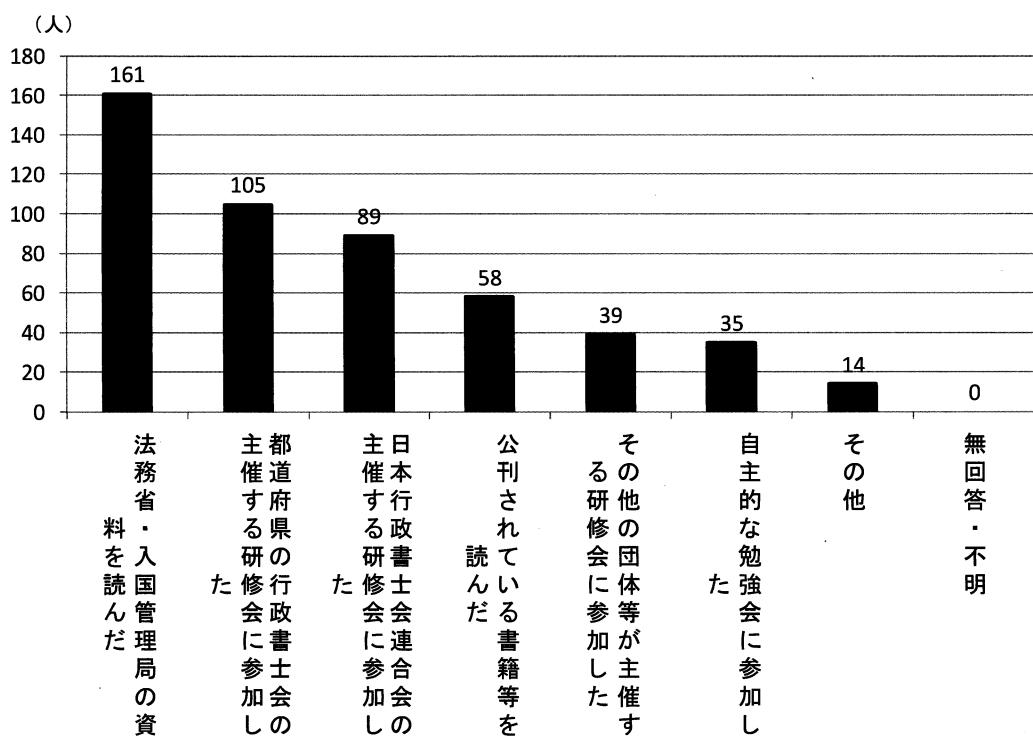
その他の問題

- ・拒否案件について再度、又は再々度申請を行なって誠意を見せても、それに応えない依頼者がたまにいる。指導しても従わないケースが結構見られる。
- ・外国からの招へいで、申請人の実務経験書類を時間をかけて収集、手配してもらったが、入管に認めてもらえず不交付となった。予定していた人材を招へいできないことに依頼者は激怒し、「行政書士に頼んだのに…」と言われ続けた。不交付理由を入管から聞き取り再申請を行った。

問 25 あなたは、平成 24 年 7 月に全面施行された出入国管理法の改正内容について、どのように情報を得ましたか。（複数回答）

入管法改正に関する情報の入手先について、「法務省・入国管理局の資料を読んだ」と回答した行政書士が 161 名で全体の 76.7% を占めた。次いで、「都道府県の行政書士会の主催する研修会に参加した」が 105 名（50.0%）、「日本行政書士会連合会の主催する研修会に参加した」が 89 名（42.4%）であった。なお、上記 3 つを回答する行政書士が多くを占めた。

項目	人数	割合
法務省・入国管理局の資料を読んだ	161	76.7%
都道府県の行政書士会の主催する研修会に参加した	105	50.0%
日本行政書士会連合会の主催する研修会に参加した	89	42.4%
公刊されている書籍等を読んだ	58	27.6%
その他の団体等が主催する研修会に参加した	39	18.6%
自主的な勉強会に参加した	35	16.7%
その他	14	6.7%
無回答・不明	0	0.0%
回答該当者数	210	100.0%



その他の回答

ホームページで情報を入手した

- ・法務省ホームページ、地方入国管理局ホームページ等

自ら勉強した

- ・諸先輩方の見解を参考にしながら独自に研究調査
- ・ホームページで調べた。
- ・知人の行政書士から聞いた。
- ・自らもしっかり調査した。

その他の研修に参加した

- ・支部研修に参加した。
- ・東京入国管理局総務課主催の研修会に参加
- ・自ら支部研修の講師を務めた。

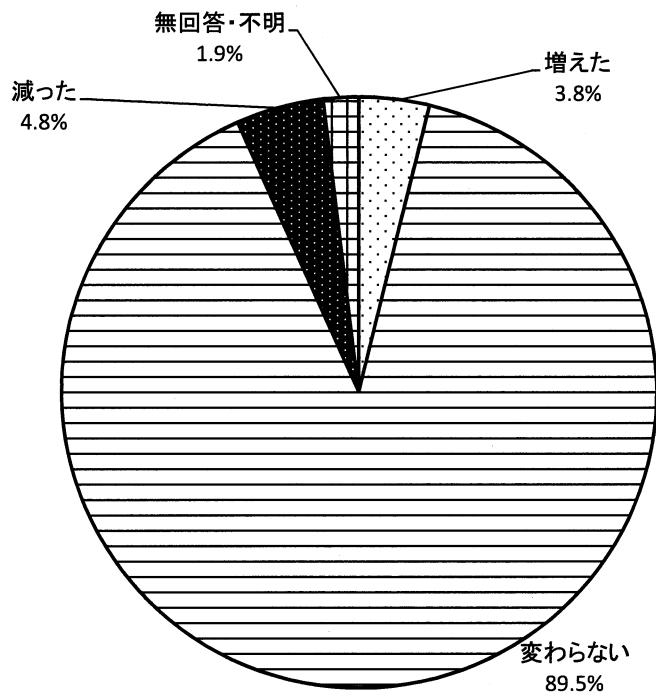
担当窓口に直接問い合わせ

- ・入管職員に取材した。
- ・市役所で直接聞いた。

問 26 平成 24 年 7 月の出入国管理法の全面施行に際して、入国管理業務の売上げは変化しましたか。

入管法の全面施行後の売上げについて、「変わらない」が 188 名 (89.5%) で、9 割近くの行政書士が売上げに変化がないと回答している。一方、「増えた」と回答したのは 8 名 (3.8%)、「減った」は 10 名 (4.8%) であった。

項目	人数	割合
増えた	8	3.8%
変わらない	188	89.5%
減った	10	4.8%
無回答・不明	4	1.9%
回答該当者数	210	100.0%



問 27 これまでのことに関連して、何かご意見があれば、ご自由にお書きください。

問 27 はこれまでのアンケートに関連する意見を自由に記述する部分である。ここでは記述回答を整理して記入されている文章を一部修正しているが、内容については可能な限り原文のまま掲載した。

アピールの改善

- ・外国に居住している外国人が在留資格認定証明書交付を申請する場合、見たこともない行政書士へ申請取次を依頼することは減多になく、大半は受入れ機関が申請を支援しているのが現状で、外国人から依頼を得ることはとても容易ではなく、上手いアピールが必要だと思います。
- ・まだまだ経験が浅いのですが、入管手続に困っている人はたくさんいると感じています。しかし、行政書士の認知度が低いので、もっと行政書士会全体で宣伝して、「ビザ申請なら行政書士に」とお客様が安心して利用していただけるようになればよいと思います。
- ・「Gyouseishoshi」は国際化すべきであると考える。例えば、国際会議に出る場合等で「行政書士」とは何かを正式に伝えるために「行政書士法」の定訳があるとスムーズである。また、海外銀行口座の開設のためのパスポートコピー認証についても、その書類でネット上の公定訳や行政書士のIDに言及することができれば、認証人である行政書士に対する信頼性が高まると思う。
- ・国際業務(入管業務含む)は行政書士の専門分野ということを国内外に周知する活動に力を入れてほしい。
- ・弁護士が「申請取次」に参入したように、将来的には社労士等の参入が予想される。これに対処するには行政書士が入管業務のスペシャリストとして高い実務能力を有しているとの社会的な認知が必要。そのためには、各事案に応じた必要書類、理由書、事業計画書、添付書類等の作成ノウハウ等、本当に実務に必要な能力を上げるために研修を行うことが必要。義務化された研修のほかに任意参加の研修機会が頻繁に開かれることを望みます。

入管法に関する意見

- ・改正入管法の施行は、入管行政に混乱をもたらしている。在留期間の5年導入により永住権許可と帰化の要件のバランスが崩れ、入管内部の運用基準も明確でなく各地方入管でバラツキが生じている。
- ・入管法の本当の主旨が問われていない。入管法の法整備が不透明で違法性をくぐりぬけやすくできている。法整備をして、違法行為ができるないようにすべきでないと、行政書士自身が首をしめることになる。
- ・技能実習生の受け入れに関する入管の書類要件は厳しすぎるとと思う。これでは入国を拒否しているのと同等ではないか。このことからこれで飯を食うブローカー的な存在を発生させていくきらいがある。
- ・入管法が変わり、在日外国人の詳細な個人情報を取得するのに時間を大幅に費やすようになった。

行政書士の倫理について

- ・「ルールを守って国際化」をもっとアピールして欲しい。弁護士やマスコミの無知が現場を混乱させた。役所は責任をもって仕事をして欲しい。行政書士の価額表はカルテルではないか。現在の入管現状は、全て、これから発生している。行政書士会 60 年、唯一の強制講習のテーマが「倫理」。当方の役員の知能(法知識)も検証して欲しい。現場を離れた職人行政書士が何人いたか。私も役職を離れ、そしてレッスン・プロへ。
- ・行政書士は、入管において申請取次制度を受けている。土業である資質を根拠に、しっかりと法律家として業務遂行していかなければならないと強く考える。
- ・当業務に限りませんが、儲かるからやる、儲からないからやらないという態度は、少なくともこの業務に関しては行政書士として恥ずべきことだと思います。報酬を十分に支払えないクライアントに対しても、まずは解決策を探り、結果を出した上で考えています。また、私の場合、中国残留邦人等の国籍取得など、完全にボランティアで取り組んでいる案件もあります。外国人の人権を守る使命を国家ひいては国民から付託されているという自覚が、これからの行政書士に育っていくことを切に祈願します。
- ・行政書士になりちょうど 2 年、国際業務を拡充してゆこうと思うと中途半端は許されないとと思う。国際業務に特化、集中していく決心がまだついてない。現在、中小企業支援が中心である。
- ・報酬を不當に安くしている業者がいるので迷惑しております。独占禁止法に違反しない範囲での厳しい規制をしてもらいたいと思います。このような状況が続くと値下げ競争になり、事務所経営ができなくなり、共倒れの原因となります。
- ・インターネットの掲示板等で違法行為を行っている行政書士が名指しで書かれている。二重事務所やブローカーへの名義貸し等、外国人と結婚して違法に申請手続を受任している者があると聞く。日行連等は、このような違法状態を把握しているのか。行政書士の逮捕者は氷山の一角であり、現状はもっと酷いものである可能性がある。国際業務に関して厳しく管理し、違法行為を日行連自ら告発していくように自律努力をして行くべきである。行政書士の信用は欠落している。
- ・外国人に対する差別心を持つ一方で国際関係業務を取り扱う行政書士の職業倫理を正してもらいたい。

単位会・日行連への要望

- ・行政書士の英語名を日行連として統一してほしい。業界はいろいろな名称を使っており、混乱しています(具体的に例えば、Lawyer's Opinion を求められる時、行政書士は Lawyer であることを証明する必要がありました)。
- ・法改正が頻繁に行われる所以、その周知徹底して、入管と書士会が連携してほしい。
- ・申請取次行政書士研修をより実践的な内容として全体的なレベルアップを行ってほしい。法改正後、入管サイドから行政書士のレベルを見られている気がします。
- ・申請取次研修会の更新において、価格に見合ったテキストを配布してほしい。(法定業務研修で使用されるようなもの)
- ・業務ノウハウに関する研修を増加していただきたい。
- ・ケースごとに具体的な研修の機会を増加してもらえばよいのではないかと思います。

- ・行政書士が会社設立、登記、税務申請代理をして司法書士法、税理士法違反を度々繰り返している現状を改善すべきと考える。会の指導も甘く、放置されている現状であるため、厳しく指導を行っていくべき
- ・入国管理業務はとても専門性の特徴を持った業務であると思います。実務的な研修会を多数開催していただきたいと思います。
- ・各種研修は私の住んでいるところから時間的、距離的に負担がかかるため、研修内容をDVDに収録し、それを購入して学習できるようなことを検討していただきたい。
- ・今後も国際関係業務は伸びると思います。日行連も会員向けの研修を増やしてほしいです。

業務に関する意見

- ・在留する外国人は彼らだけのコロニーを使っているわけではなく、必ず日本人、日本人の会社と接触があります。その視点に欠けている感じがします。また、単なる手続の代行でなく、相談役として幅広い知識が必要です。入管との仕事だけでなく、法務省や外務省大使館へと仕事が広がっていますので、指摘しておきます。
- ・行政書士のみの免許では相手にされず、申請取次行政書士の資格を取得して申請するのに対応は何ら変わることはない。申請取次の資格を得る目的が分からない。
- ・語学関連と国内法の知見、理解が絶対に必要。渉外関係はほとんどブラックボックスで、行政書士が率先すべき
- ・沖縄の入管業務を、より活発化できたらと思います。
- ・一部の弁護士会は法テラス経由で依頼者に金銭的な補助をしており、これでは勝負にななりません。
- ・外国人の会社設立(子会社設立)は入管法関連の規制もあり、通常の日本人の会社設立と異なる事が多い。司法書士では対応がむずかしい。外国人に対しては行政書士が会社設立できるようにすべきと考える。
- ・国際業務が分からぬ行政書士が多く、同じ書士からの依頼が多いのにおどろいている。上から一方的に教えるのではなく、実際に想定で書類を作成する等、能力の向上に主眼を向けたほうがよいと思う。
- ・有効期間3年について運転免許証のように更新研修案内などが必要だと思います。
- ・国際業務という名の下に、「あこがれ」か「カッコいい」で手がける方が多い。他の許可と違って、外国人の人生そのものを左右することを意識しない行政書士が多すぎる。国際業務に関する知識が低い。また、現地確認などせず、メールや郵便で仕事する行政書士も多い点が心配である。
- ・入管業務は見た目の派手さとは異なり、ボランティア的要素の強い業務だと思います(はつきりいって儲かりません)。新聞報道で、資格のないブローカーが暗躍し、不祥事を目にするつれ、強い憤りを感じます。開業支援セミナーや経営支援セミナーのFAXが多く届くのもこの分野ですが、新人が騙されて高額なセミナーに参加し、被害を被らないよう祈ります。
- ・リーマンショックと大震災を経て、さらに申請書類の簡素化があり入管関係業務が激減してしまった。外国人が自ら許可を申請するケースも増加している。単純な申請取次は採算のある業務としては難しいのではと思う。

- ・この業務で失敗をすると、外国人は帰国をしないといけない状態になってしまう。しっかりとした研修が大切
- ・東京入管の電話が非常につながり難く、事務的なことの確認をする際に不便である。
- ・無料の相談を希望する外国人が急増した感が強い。

その他

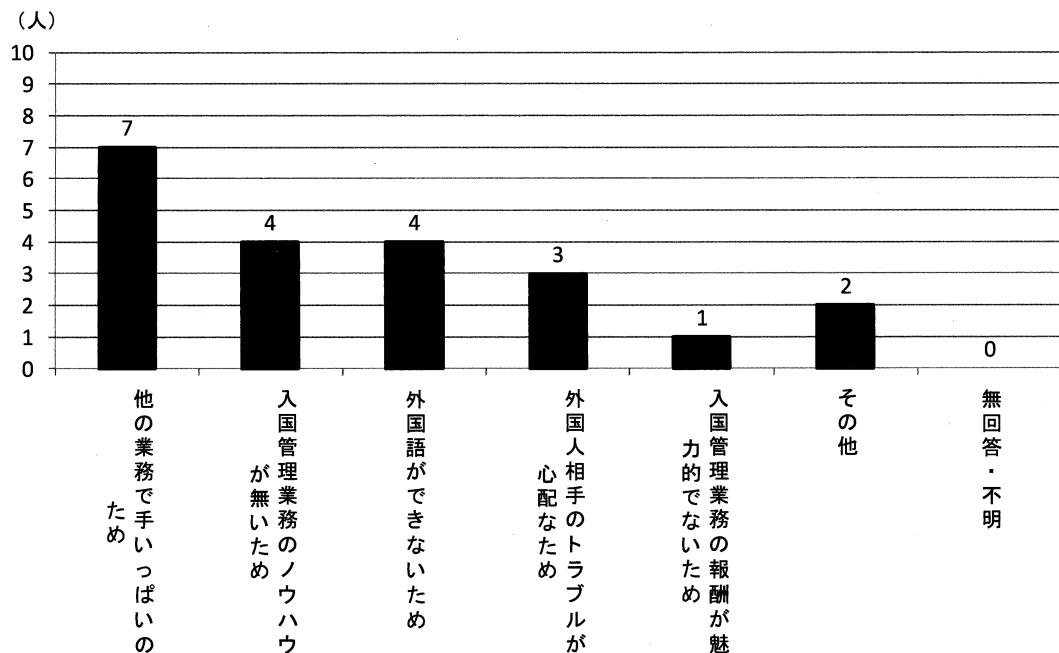
- ・開業直後、関心が高かったことと、多くの外国人が集住する地域であるため需要が高いと考えていたが、問題が多く実際にはそう多くの件数を扱わない。現在は紹介者のいない依頼者からの依頼は積極的に受けないスタイルでやっている。関与先企業との信頼関係の中で受託する案件は件数が少ないがトラブルに巻き込まれることはない。
- ・法治国家という認識が欠如している外国人が多く入国しており、理解してもらい様がなく、自己中心、利己主義に関わるのが嫌である。
- ・入管業務は必ず許可されるとは限らないが、許可/不許可の判断を事前に外国人から求められるジレンマがある。不許可となり再申請になった場合、費用面で合わないこともある。反面、すんなりと許可が下りると非常に良い仕事でもあるので、複雑な心境である。
- ・離婚手続について悩みます。対立関係があるので、行政書士として難しいですが、弁護士に払う金がない人のためにボランタリーでやっています。

問28～32は、問11で「入国管理業務を取り扱っていない」と回答した行政書士に対する質問

問28 あなたが入国管理業務を取り扱っていない理由は何ですか（複数回答）。

国際関係業務は取り扱っているものの、入国管理業務を取り扱っていない理由について、最も多かったのが「他の業務で手いっぱいのため」で7名（46.7%）が回答した。次いで「入国管理業務のノウハウがないため」と「外国語ができないため」がそれぞれ4名（26.7%）であった。

項目	人数	割合
他の業務で手いっぱいのため	7	46.7%
入国管理業務のノウハウがないため	4	26.7%
外国語ができないため	4	26.7%
外国人相手のトラブルが心配なため	3	20.0%
入国管理業務の報酬が魅力的でないため	1	6.7%
その他	2	13.3%
無回答・不明	0	0.0%
回答該当者数	15	100.0%



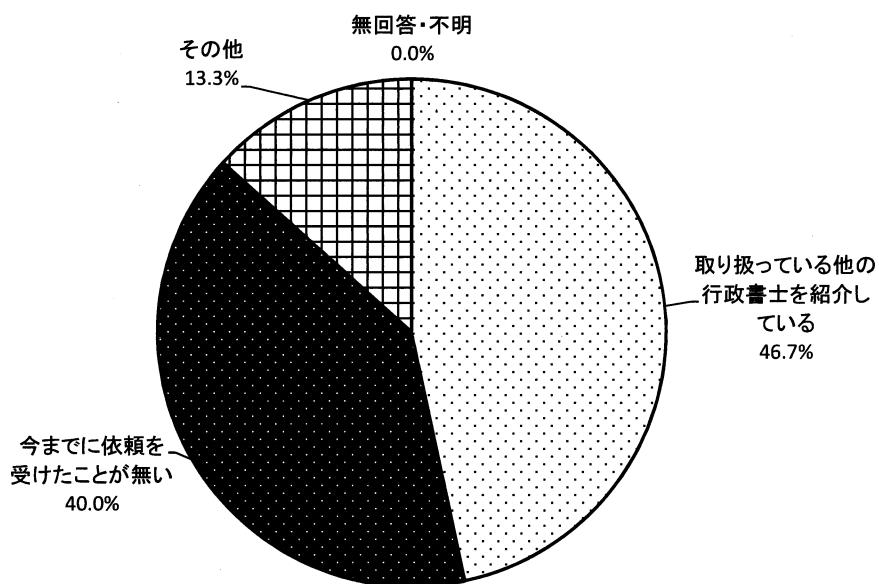
その他の回答

・依頼がないため

問29 これまで、入国管理業務に関する依頼があった場合にどうしていましたか。

取り扱っていない入国管理業務の依頼が来た場合の対応について、「取り扱っている他の行政書士を紹介している」が最も多く、7名（46.7%）が回答している。なお、「今までに依頼を受けたことがない」と回答した行政書士は6名（40.0%）であった。

項目	人数	割合
取り扱っている他の行政書士を紹介している	7	46.7%
今までに依頼を受けたことがない	6	40.0%
その他	2	13.3%
無回答・不明	0	0.0%
回答該当者数	15	100.0%



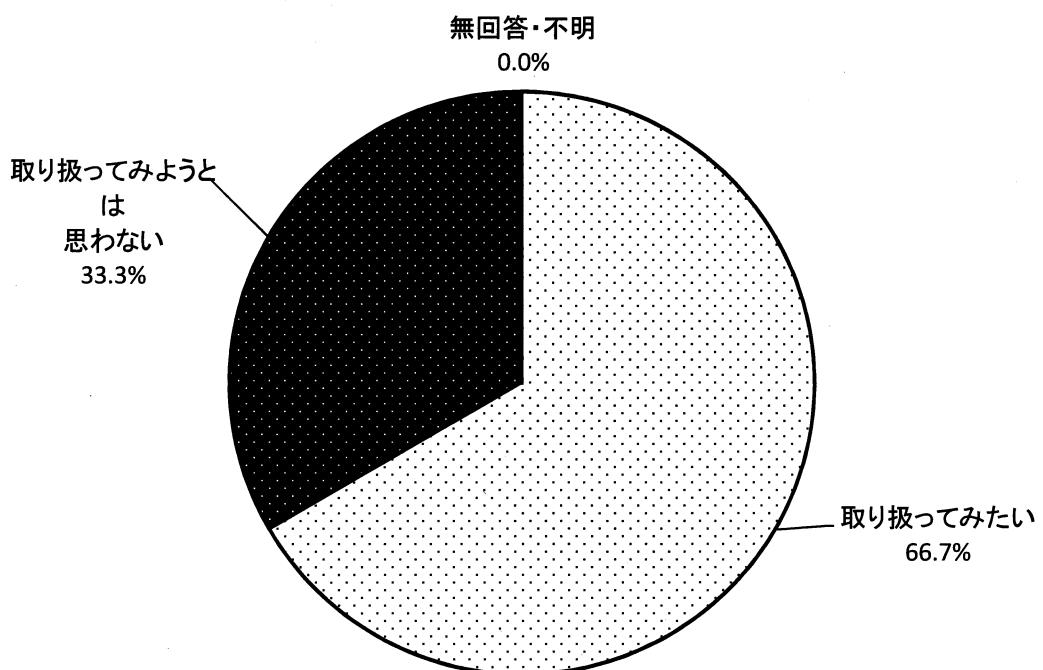
その他の回答

- 相談を受けて手続関係まで進んだが、事故により資料がそろわずに現在は保留
- 地域的に外国人就労者等居所に関する対象外国人が少ない。

問30 今後、入国管理業務を取り扱ってみたいと思いますか

入国管理業務の取扱いを希望するかどうかの質問について、「取り扱ってみたい」と回答した行政書士は10名(66.7%)である一方で、「取り扱ってみようとは思わない」と回答した行政書士は5名(33.3%)であった。

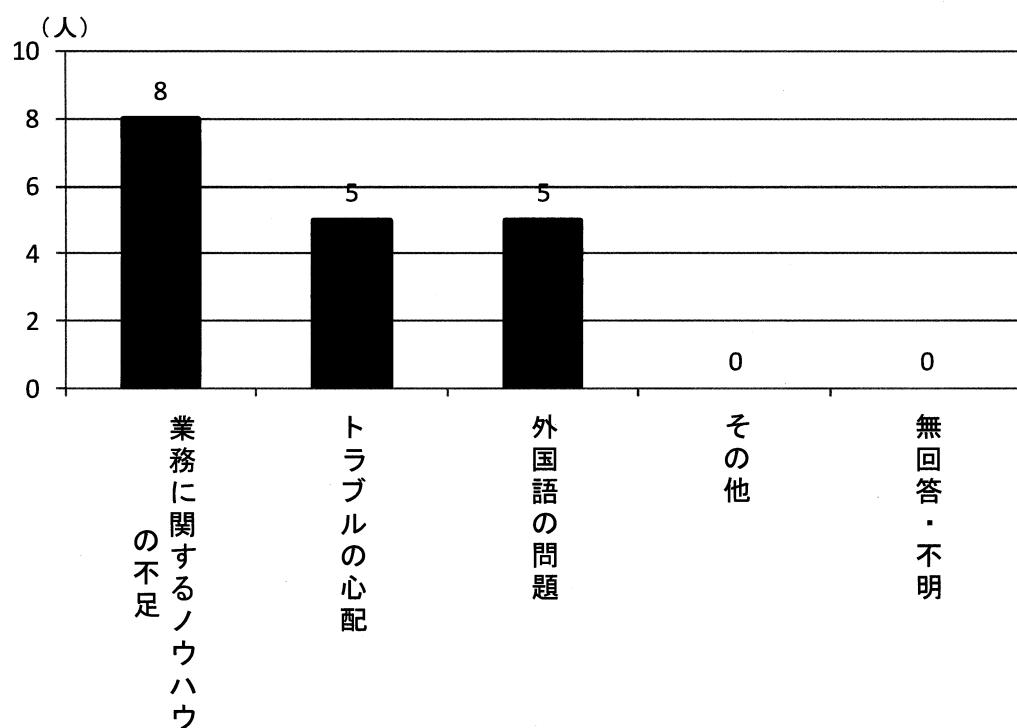
項目	人数	割合
取り扱ってみたい	10	66.7%
取り扱ってみようとは思わない	5	33.3%
無回答・不明	0	0.0%
回答該当者数	15	100.0%



問 31 入国管理業務を取り扱うこととした場合に、懸念される点は何ですか。（複数回答）

入国管理業務を取り扱うこととした場合に懸念される点について、「業務に関するノウハウの不足」が最も多く、8名（80.0%）が回答した。次いで、「トラブルの心配」及び「外国語の問題」がそれぞれ5名（50.0%）であった。

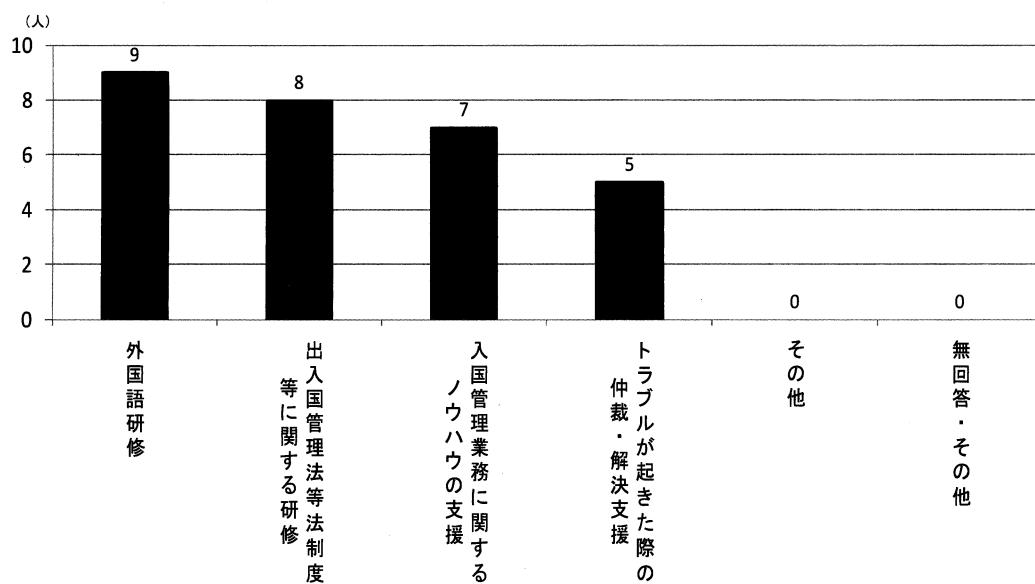
項目	人数	割合
業務に関するノウハウの不足	8	80.0%
トラブルの心配	5	50.0%
外国語の問題	5	50.0%
その他	0	0.0%
無回答・不明	0	0.0%
回答該当者数	10	100.0%



問32 入国管理業務を取り扱うこととした場合に、受けたい支援はありますか。（複数回答）

入国管理業務を取り扱うこととした場合に受けたい支援については、「外国語研修」が最も多く、半数の9名（90.0%）が回答した。次いで「出入国管理法等法制度等に関する研修」が8名（80.0%）、「入国管理業務に関するノウハウの支援」が7名（70.0%）であった。

項目	人数	割合
外国語研修	9	90.0%
出入国管理法等法制度等に関する研修	8	80.0%
入国管理業務に関するノウハウの支援	7	70.0%
トラブルが起きた際の仲裁・解決支援	5	50.0%
その他	0	0.0%
無回答・その他	0	0.0%
回答該当者数	10	100.0%

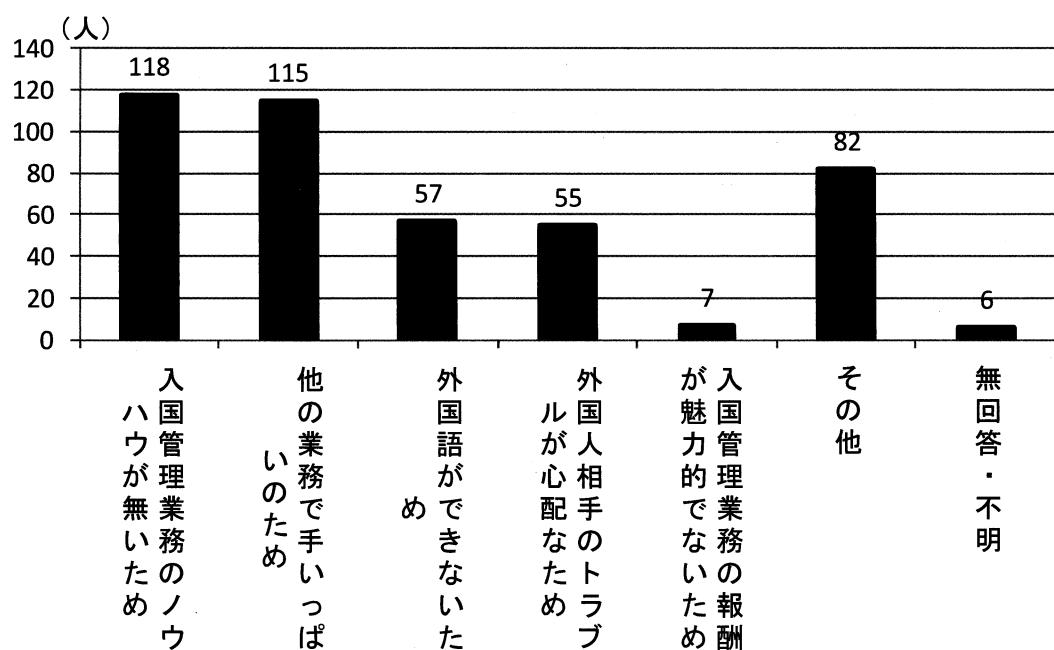


以下の問33～問37は、問4で「国際関係業務を取り扱っていない」と回答した行政書士に対する質問

問33 あなたが国際関係業務を取り扱っていない理由は何ですか（複数回答）。

国際関係業務を取り扱っていない理由について、最も多かったのが「入国管理業務のノウハウがないため」で118名（41.4%）が回答した。次いで、「他の業務で手いっぱいのため」が115名（40.4%）であった。なお、「その他」を選択した行政書士のうち、多くが「依頼がない」という理由で取り扱っていない。

項目	人数	割合
入国管理業務のノウハウがないため	118	41.4%
他の業務で手いっぱいのため	115	40.4%
外国語ができないため	57	20.0%
外国人相手のトラブルが心配なため	55	19.3%
入国管理業務の報酬が魅力的でないため	7	2.5%
その他	82	28.8%
無回答・不明	6	2.1%
回答該当者数	285	100.0%



その他の回答

依頼がない

- ・依頼が少ない。
- ・当初は志ともしていたが、当地ではなかなか依頼がなく、のちに自分の精神力では対応しきれない業務かもしれないと考えるようになった。
- ・顧客開拓、依頼者を確保するノウハウがない。
- ・事務所付近に外国人の住人もいない。国際的な環境の街ではない。
- ・相談はあるが、業務として発生していない。

開業直後・申請取次の申請中

- ・申請取次事務研修に初参加して研修は終了したが、その後、何の手続もしない状態で今日に至る。
- ・まだ申請取次の資格を得ていないため
- ・準備中で未開業のため、取り扱いたいと思う。

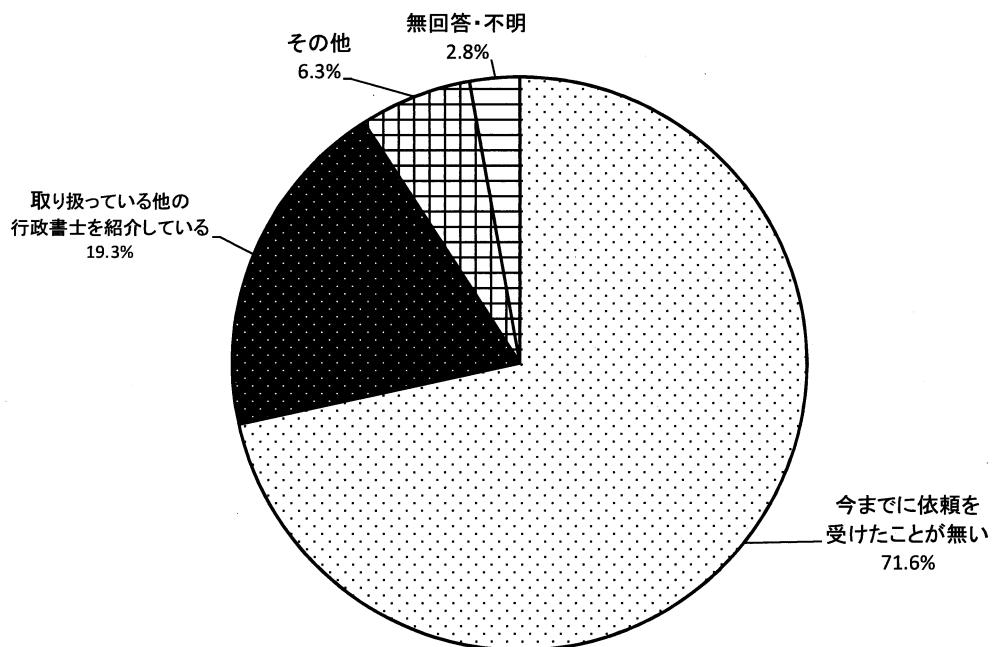
その他

- ・出入国管理局が事務所より遠方のため
- ・暴力団関係のリスクが恐い
- ・過去のトラブル経験により信頼感をもてない。
- ・報酬合意が整わない。
- ・外国語が苦手
- ・入管職員の態度が横柄なので
- ・身近に国際業務に精通した先生がいるため
- ・過去には申請取次行政書士であったが、更新条件の研修に参加できなかった。
- ・業務に興味がない。

問34 これまで、国際関係業務に関する依頼があった場合にどうしていましたか。

これまで国際関係業務に関する依頼があった場合の対応について、最も多かったのが「今までに依頼を受けたことがない」であり、204名（71.6%）が回答した。なお、「取り扱っている他の行政書士を紹介している」と回答した行政書士は55名（19.3%）であった。

項目	人数	割合
今までに依頼を受けたことがない	204	71.6%
取り扱っている他の行政書士を紹介している	55	19.3%
その他	18	6.3%
無回答・不明	8	2.8%
回答該当者数	285	100.0%



その他の回答

業務依頼に結びつかない

- ・話はあったが、具体性がなかったためそのままになった。
- ・余力のある場合のみ自分で対応した。
- ・問合せ段階。話は聞くが、報酬合意が整わない。
- ・相談どまり

依頼を断る

- ・依頼をお断りさせていただいた。
- ・日本国籍で外国(米国)に移住したいとの相談は受けたことがあるが、ノウハウがなく全く応じられなかつた。

他の行政書士に依頼

- ・同じ事務所に所属している他の行政書士に担当させる。

自ら対応

- ・受任するつもりで相談を受けた。
- ・手の届く範囲内で業務を行った。
- ・受託し、自分で対応した。
- ・開業直後であるため、未だ依頼を受けたことがない。
- ・入管申請はやったことがある。2年程

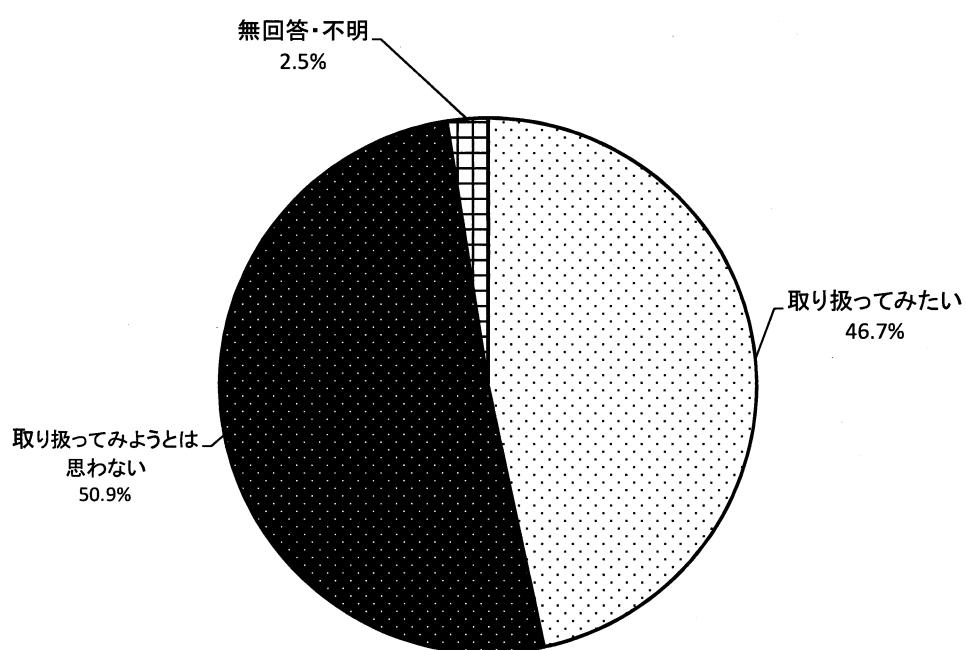
その他

- ・在留期間延長申請の経験有。同業者と共同で申請書作成
- ・本人が近くの行政書士を捜した。
- ・先輩の先生に指導を受けて対応するなど
- ・以前取り扱っていたので依頼を受けた。

問35 今後、国際関係業務を取り扱ってみたいと思いますか

国際関係業務の取扱いを希望するかどうかの質問について、「取り扱ってみようとは思わない」と回答した行政書士は145名（50.9%）であった一方で、「取り扱ってみたい」と回答したのは133名（46.7%）であった。

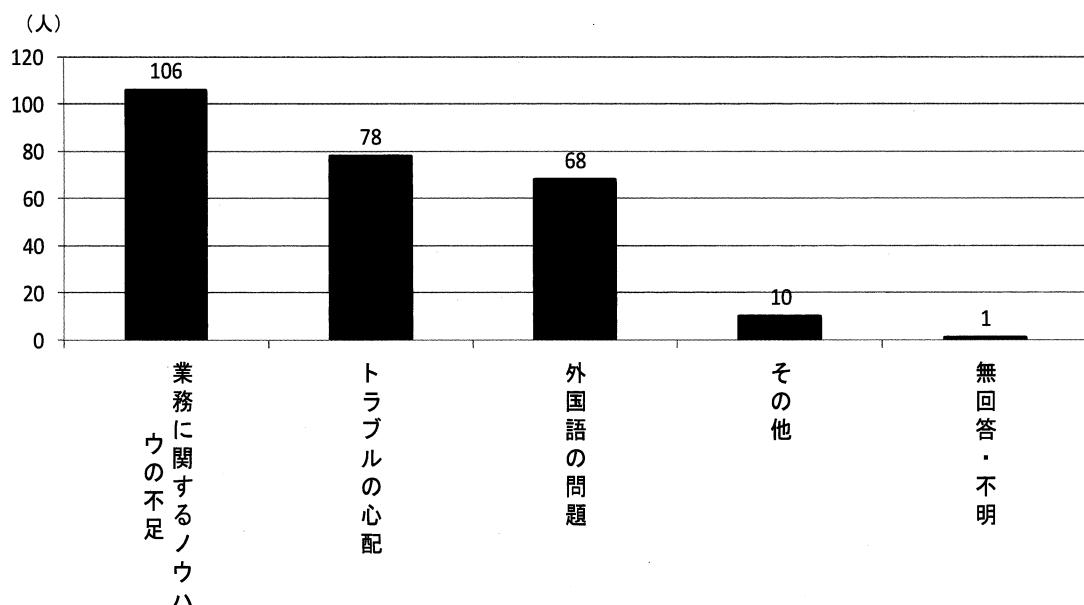
項目	人数	割合
取り扱ってみたい	133	46.7%
取り扱ってみようとは思わない	145	50.9%
無回答・不明	7	2.5%
回答該当者数	285	100.0%



問 36 國際関係業務を取り扱うこととした場合に、懸念される点は何ですか。（複数回答）

國際関係業務を取り扱うこととした場合に懸念される点について、「業務に関するノウハウの不足」を懸念する行政書士が 106 名（79.7%）で全体の 8 割近くを占めた。次いで、「トラブルの心配」が 78 名（58.6%）、「外国語の問題」が 68 名（51.1%）となった。

項目	人数	割合
業務に関するノウハウの不足	106	79.7%
トラブルの心配	78	58.6%
外国語の問題	68	51.1%
その他	10	7.5%
無回答・不明	1	0.8%
回答該当者数	133	100.0%



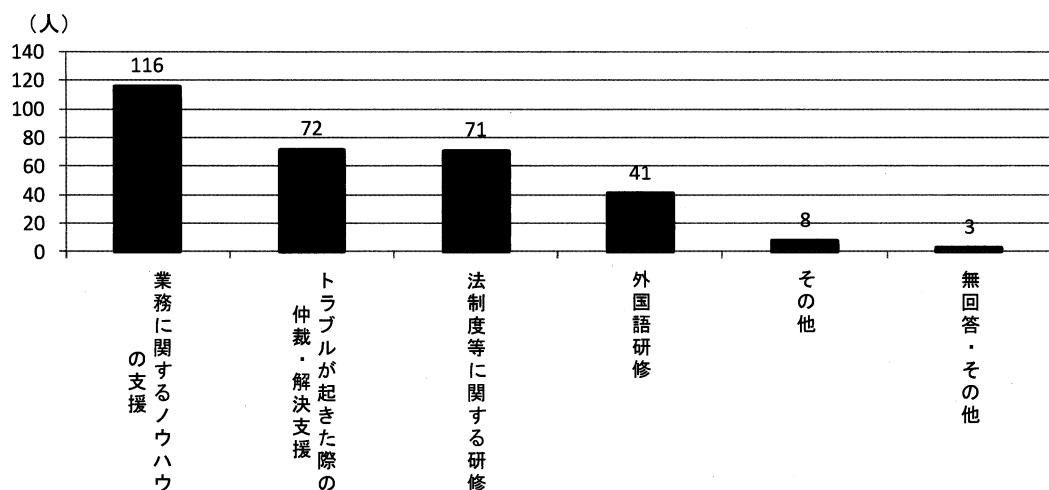
その他の回答

- ・自分の専門分野の強化にプライオリティーをおきたいため
- ・地方で業務量があるかどうか。依頼者が来るかどうか。
- ・暴力団が絡んでいる案件が多いため、リスクが高過ぎる。
- ・準備にかかった経費(時間的にも)にも支払いできるか。
- ・不服申立代理権がない。
- ・文化・価値観の違い
- ・法制度に関して外国の制度に関する知識に乏しい。

問37 国際関係業務を取り扱うこととした場合に、受けたい支援はありますか。（複数回答）

国際関係業務を取り扱うこととした場合、受けたい支援として最も多かったのが「業務に関するノウハウの支援」で116名が回答し、全体の87.2%を占めた。次いで、「トラブルが起きた際の仲裁・解決支援」が72名（54.1%）、「法制度等に関する研修」が71名（53.4%）であった。

項目	人数	割合
業務に関するノウハウの支援	116	87.2%
トラブルが起きた際の仲裁・解決支援	72	54.1%
法制度等に関する研修	71	53.4%
外国語研修	41	30.8%
その他	8	6.0%
無回答・その他	3	2.3%
回答該当者数	133	100.0%



その他の回答

- ・不明な時に質問できる機関があればよい。
- ・PC用の関連ソフトの充実。なお、各国語の翻訳版と原語版とがセットになっているソフトがあれば、すぐに業務が可能だと思います。言葉の障害をなくせば魅力のある業務と思います。当然、トラブルに関してのプロフェッショナルな方々のサポートが、大前提ですが。地方では都会風の対応では仕事は来ないものなので、サポートセンターのレベルアップが約束されるものでしたら素晴らしい。知識があやふやなら業務にタッチしないほうがよい。
- ・海外法務との違いを研修で実施していただければと思う。
- ・案件の紹介
- ・依頼者を確保するための営業ノウハウ
- ・申請用紙一式を単位会で手軽に入手できるようにして貰いたい。

＜参考＞「国際化の進展に伴う行政書士の業務の実態と課題」に関するアンケート用紙

「国際化の進展に伴う行政書士の業務の実態と課題」に関する調査 アンケート調査

国際化の進展に伴い、我が国に中長期的に在留する外国人登録者数は200万人を超えています。また、出入国管理法及び難民認定法（以下「出入国管理法」）が改正され、本年7月の全面施行により、これに伴う行政書士の業務も増加することが予想されます。

そこで、行政書士試験研究センターでは、我が国に入国してくる外国人の入国情焼きや在留外国人が行う行政手続きに開与している行政書士の業務の実態を把握し、行政書士の将来性や発展可能性を明らかにする調査を実施することと致しました。当該調査を得て、同会ウェブサイトにて公表されている会員・法人接点システムより無作為に抽出し、本アンケート票を送付させて頂きました。

大変ご多用中とは存じますが、以下のアンケートにご回答の上、9月7日（金）までに同封の封筒にてご返送下さいます。

アンケートは無記名で、調査結果取りまとめの際には統計的に処理し、回答において個人情報等が記載された場合でも、個人情報等の保護に十分配慮致します。また、取り纏めた調査結果については、都道府県行政書士会等への配布を予定しています。

今後の行政書士制度の改善・発展のため、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

2012年8月
財団法人 行政書士試験研究センター

- ご回答は原則として当てはまる選択肢の番号を丸で囲んで下さい。
- 回答内容によって対象となる設問が異なりますので、文中の指示に従ってお答え下さい。
- 当てはまる選択肢が無い場合は、特定の設問について無回答でも構いません。
- 「その他」の選択肢に当てはまる場合は空欄に具体的にお答え下さい。

問1 あなたの事務所の所在地をお答え下さい。

_____ (都・道・府・県)

問2 あなたの行政書士としての業務年数をお答え下さい。

① 5年未満 ② 5年～10年未満 ③ 10年～20年未満 ④ 20年以上

問3 あなたが扱っている業務はどのようなものですか（当てはまるもの全てお選び下さい）。

- ① 農地・土地開発
- ② 建設業・経営事項審査
- ③ 社会保険・労働保険
- ④ 会社・法人
- ⑤ 運送・自動車
- ⑥ 遺言・相続・遺産分割
- ⑦ 外国人開連
- ⑧ 知的資産
- ⑨ 中小企業支援
- ⑩ 風俗・各種営業
- ⑪ 産業競争・環境
- ⑫ 権利義務・事実証明
- ⑬ その他（
_____)

問4 あなたは国際関係業務を実際に取り扱っていますか。

- * ここで言う「国際関係業務」とは、外国人・外国に関連した行政書士業務全般を指し、依頼人が外国人であるかどうかを問わらず、また、出入国管理法等に規定される外国人に開する業務に限定せず、幅広く捉えてお答え下さい。
- ① 国際関係業務を取り扱っている → 引き続き質問5以下の質問にお答え下さい。
- ② 国際関係業務を取り扱っていない → 8頁問33に進み、質問にお答え下さい。

〒113-0034
東京都文京区湯島3-31-1 中川ビル5階
TEL:03-5969-8211 FAX:03-5688-8400
E-mail: gskc2012@iam.or.jp

以下の問5～問27は、問4で「① 国際関係業務を取り扱っている」と回答された方のみお答え下さい。

問5 あなたの業務全体の売り上げのうち、国際関係業務が占める割合はどの位ですか。（_____）割程度（数字でお答え下さい）

- 問6 あなたの取り扱っている国際関係業務はどのようなものですか。（当てはまるものを全てお選び下さい）
- ① 出入国管理法関係の業務
 - ② 婚化申請等国籍関係の業務
 - ③ 旅券・査証申請
 - ④ 対日投資等に開設する手続
 - ⑤ 外国向け文書の認証手続
 - ⑥ 外国人による会社・法人関係手続き
 - ⑦ 外国人による各種営業手続き
 - ⑧ 外国人による婚約・相続等の手続き
 - ⑨ 外国人に関する社会保障・労働保障等の手続き
 - ⑩ その他（_____）

- 問7 国際関係業務を行うようになった動機・きっかけは何ですか。（当てはまるものを全てお選び下さい）
- ① 国際関係業務に関する依頼があつたため
 - ② 取り扱い分野や売り上げを拡大するため
 - ③ 国際関係業務に興味があつたため
 - ④ 地域の国際化・地域経済に貢献できるため
 - ⑤ その他（_____）

問8 国際関係業務のうち、最初に扱った事例はどのような事例ですか。
(問6の選択肢から一つお選び下さい)

（番号でお答え下さい）

- 問9 あなたの依頼者のうち、外国籍の方はどこの国・地域の方ですか。（当てはまるものを全てお選び下さい）
- ① 中国
 - ② 韓国
 - ③ 台湾
 - ④ フィリピン
 - ⑤ タイ

- ⑥ ベトナム
⑦ ブラジル
⑧ ベルー
⑨ その他（具体的に：_____）
⑩ 不詳

問10 あなたの事務所では国際関係業務に関するホームページを開設していますか。
(1) 外国語のホームページを開設している（使用言語について、以下の該当するものに丸をつけ下さい）

- (英語・中国語（簡体字）・中国語（繁体字）・ハングル・スペイン語・ポルトガル語・
その他（具体的に：_____）
(2) 外国語のホームページは開設していないが、日本語のホームページで国際関係業務に関する案内をしている
(3) 日本語のホームページを開設しているが、国際関係業務の案内はしていない
(4) ホームページを開設していない

【以下は入国管理業務に関する質問です】
問11 あなたは出入国管理法に規定される外国人に関する業務（以下「入国管理業務」）を扱っていますか。

- ① 取り扱っている（続けて問12以下の質問にお答え下さい。）
- ② 取り扱っていない（7頁の問28へ進み、質問にお答え下さい。）

問12 入国管理業務を行うようになった動機・きっかけは何ですか。（当てはまるものを全てお選び下さい）

- ① 入国管理業務に関する依頼があつたため
- ② 取り扱い分野や売り上げを拡大するため
- ③ 入国管理業務に興味があつたため
- ④ 地域の国際化・地域経済に貢献できるため
- ⑤ その他（_____）

問13 入国管理業務について、1か月に平均してどのくらいの業務を取り扱っていますか。
(1) 1人未満
(2) 1～5人分
(3) 6～10人分
(4) 11～20人分
(5) 21～50人分
(6) 51人分以上

問14 入国管理業務のうち、どのような業務を取り扱っていますか。（当てはまるものを全てお選び下さい）
(1) 在留資格認定証明書交付申請
(2) 在留資格変更許可申請

- ③ 在留期間更新許可申請
 ④ 永住許可申請
 ⑤ 在留資格取得許可申請
 ⑥ 再入国許可申請
 ⑦ 資格外活動許可申請
 ⑧ 就労資格証明書交付申請
 ⑨ その他（
 ）

問 15 問 14 で回答したものの中、どの依頼が多いですか。（上位 3 つ以内をお選び下さい）

- ① 在留資格認定証明書交付申請
 ② 在留資格変更許可申請
 ③ 在留期間更新許可申請
 ④ 永住許可申請
 ⑤ 在留資格取得許可申請
 ⑥ 再入国許可申請
 ⑦ 資格外活動許可申請
 ⑧ 就労資格証明書交付申請
 ⑨ その他（
 ）

問 20 入国管理業務を取り扱う上で、問題となっている点は何ですか。（当てはまるものを全てお選び下さい）

- ① 語学の問題
 ② 依頼者との法制度・商習慣等の違い
 ③ 報酬の関係
 ④ 入国管理業務についての法制度（法改正等も含む）の理解
 ⑤ 入国管理業務を取り扱うためのノウハウ
 ⑥ 入国管理局職員との関係
 ⑦ 依頼者数の確保
 ⑧ その他（
 ）

問 21 入国管理業務を取り扱う上で、受けたい支障は何ですか。（当てはまるものを全てお選び下さい）

- ① 法制度やその変更等に関する研修
 ② 業務ノウハウに関する研修
 ③ 参考となる業務事例の紹介
 ④ トラブル発生時の仲裁・補償等の支援
 ⑤ 外国語研修
 ⑥ 人材支援
 ⑦ 依頼者の紹介
 ⑧ その他（
 ）

問 16 入国管理業務であなたが最初に手掛けた業務は何ですか。（問 14 の選択肢の中から一つお答え下さい）
 _____（番号でお答え下さい）

問 22 入国管理業務を取り扱う上で、トラブル等の経験はありますか。

- ① ある（続けて問 23 へお進み下さい。）
 ② ない（問 25 へお進み下さい。）

問 17 昨年 1 年間の入国管理業務に関する売り上げは合計するど頗るいら位置ですか。
 _____万円（数字でお答え下さい）

問 23 問 22 で「ある」とされた具体的な内容はどのようなものですか。（当てはまるものを全てお選び下さい）
 ① 依頼人から報酬・経費が支払われなかつた

- ② 依頼人の申請内容が虚偽だった
③ 依頼人と連絡が取れなくなった
④ フローカー等が接触してきて
⑤ 入国管理局との見解の相違があった
⑥ その他（
）

問24 ① あなたは、本年7月に全面施行された出入国管理法の改正内容について、どのように情報を得ましたか。

- ② 対処していない・対処不可能
③ 依頼を断った
④ 告訴・告訴した
⑤ 依頼に対して指導・修正させて対応した
⑥ その他（
）
※ 差し支えない範囲で、トラブルの内容、対処方法について具体的にご紹介下さい。

問25 あなたは、本年7月に全面施行された出入国管理法の改正内容について、どのように

- （に情報を得ましたか。（当てはまるものを全てお選び下さい）
① 日本行政書士会連合会の主催する研修会に参加した
② 都道府県の行政書士会の主催する研修会に参加した
③ 法務省・入国管理局の資料を読みた
④ 公刊されている書籍等を読みた
⑤ その他の団体等が主催する研修会に参加した
⑥ 自主的な勉強会に参加した
⑦ その他（
）

問26 ① 本年7月の新出入国管理法の全面施行に際して、入国管理業務の壳り上げは変化しましたか。

- ② 増えた
③ 変わらない
④ 減った

問27 これまでのことに関連して、何かご意見があれば、ご自由にお書きください。

ニニ以上で質問は終了です。ご協力ありがとうございました。ニニ

以下の問28～32は、問11で「② 入国管理業務を取り扱っていない」と回答された方に対する質問です。

問28 あなたが入国管理業務を取り扱っていない理由は何ですか（当てはまるものを全て

お選び下さい）。

- ① 他の業務で手いっぱいのため
② 入国管理業務の報酬が魅力的でないため
③ 入国管理業務のノウハウが無いため
④ 外国人相手のトラブルが心配なため
⑤ 外国語ができないため
⑥ その他（
）

問29 これまで、入国管理業務に関する依頼があつた場合にどうしていましたか。

- ① 今までに依頼を受けたことが無い
② 取り扱っている他の行政書士を紹介している
③ その他（
）

問30 今後、入国管理業務を取り扱ってみたいと思いませんか

- ① 取り扱ってみたい（続けて問31をお答え下さい）
② 取り扱ってみようとは思わない（これで質問は終了です。ありがとうございました。）

問31 入国管理業務を取り扱うこととした場合に、懸念される点は何ですか。（当てはまるものを全てお選び下さい）

- ① 業務に関するノウハウの不足
② トラブルの心配
③ 外国語の問題

- ④ その他（
）
- ① 業務に関するノウハウの問題
② トラブルの心配
③ 外国語の問題
④ その他（
）
- 問 32 入国情管理業務を取り扱うこととした場合に、受けたい支援はありますか。（当てはまるものを全てお選び下さい）
- ① 出入国管理法等法制度等に関する研修
② 入国情管理業務に関するノウハウの支援
③ トラブルが起きた際の仲裁・解決支援
④ 外国語研修
⑤ その他（
）
- 問 33 あなたが国際関係業務を取り扱っていない理由は何ですか（当てはまるもの全てお選び下さい）。
- ① 他の業務で手いっぱいのため
② 国際関係業務の報酬が魅力的でないため
③ 国際関係業務のノウハウが無いため
④ 外国人相手のトラブルが心配なため
⑤ 外国語ができないため
⑥ その他（
）
- 問 34 これまで、国際関係業務に取り扱ったかった場合にどうしていましたか。
- ① 今までに依頼を受けたことが無い
② 取り扱っている他の行政書士を紹介している
③ その他（
）
- 問 35 今後、国際関係業務を取り扱ってみたいと思いませんか
- ① 取り扱ってみたい（繰りいて問 36以下の質問にお答え下さい）
② 取り扱ってみようとは思わない（これで質問は終了です。ありがとうございました。）
- 問 36 国際関係業務を取り扱うこととした場合に、懸念される点は何ですか。（当てはまるものを全てをお選び下さい）